

第7章 整備基本計画

1. ゾーン計画と整備方針

ゾーンは、洲本城跡の特徴や曲輪の役割・機能を考慮し、適切な整備を目指すため表 7-1 の区分とした。各ゾーンには、第3章 4. 洲本城の縄張り（p 67～p 76）で述べた、曲輪本来の空間配置及び機能等の考察を踏まえ、整備方針を設定した。また、各曲輪の主要な整備内容を、以下に示した。

表 7-1 ゾーン名と整備方針

中心部ゾーン：洲本城の中枢を体感できる場	
本丸	- 最も来訪者の多い曲輪のため、案内板の機能や配置の見直しを行い、洲本城跡の価値が伝わるような整備を行う。 - 洲本城跡に関連しない施設や劣化している施設を撤去又は移転し、往時の曲輪の規模を体感できるような整備を行う。 - 食違虎口を認識しやすいように、支障木の伐採を行う。 - 今後の発掘調査により、遺構が発見された場合、中枢であることを体感できるように露出展示を行うことも検討する。
山里郭	- 来訪者の安全確保のため立ち入り制限を行っている箇所は、石垣の修復等を行い、順次公開活用できるようにする。 - 園路沿いの石垣については、石垣の積みなおしを行う。 - 石垣の築城変遷を認識できる拡幅部は、来訪者に伝わるように説明板等を設置する。
南の丸	- 隅角部の変状が著しい箇所は、石垣及び地形崩壊の危険性が高いため早期修復を図る。 - 来訪者の安全確保のため立ち入り制限を行っている箇所は、石垣の修復等を行い、順次公開活用できるようにする。 - 東面の石垣の拡幅部についての案内を行う。 - 築城変遷解明のため、発掘調査等を行う。
東の丸ゾーン：貴重な二段郭・水の手空間を体感できる場	
東の丸二段郭	- 支障木の伐採を行い、通路から二段郭を認識できるようにする。 - 二段郭についての説明板等を設置する。
東の丸水の手郭	- 支障木の伐採を行い、活用できていない場所の公開活用を行う。 - 公園施設の機能や配置の見直しを行う。 - 日月池と庭園を往時の姿となるように修復を行う。

武者溜・馬屋ゾーン：出丸的空間を体感できる場	
武者溜	- 大阪湾から紀淡海峡までの眺望を確保し、立地の特徴についての案内板を設置することで、出丸を体感できるような整備を行う。 - 支障木の伐採や、案内板等を設置し、高石垣や登り石垣、岩盤上に築かれた石垣等の特徴的な遺構へ来訪者を誘導する整備を行う。
馬屋	- 馬屋の駐車場は、積極的に史跡指定地外の駐車場へ誘導を行い、往時の姿に戻すよう努める。 - 紀淡海峡への眺望を確保し、立地の特徴についての案内板を設置する。
西の丸ゾーン：西の砦、石切場を体感できる場	
西の丸	- 西の砦であることが来訪者に伝わるように、本丸や城下町への眺望を確保する。 - 石切場跡や残念石についての案内板を設ける。 - 本来の曲輪の規模を体感できるように、支障木の伐採を行う。 - 使用されていない休憩施設等の機能や配置の再検討を行う。
山腹遺構ゾーン：上の城と下の城とのつながり、防備を体感できる場	
山腹遺構ゾーン	- 登り石垣等の遺構の保存を行う。 - 竪堀、登り石垣、古屋敷の顕在化を行う。 - 公有地化を目指し、史跡指定地と一体となった整備を行う。
下の城ゾーン：洲本城の居館跡として一体的な整備を推進する場	
下の城	- 淡路文化史料館のガイダンス機能の拡充。 - 洲本城跡の全容解明と長期的な整備のため、公有地化し追加指定を目指す。

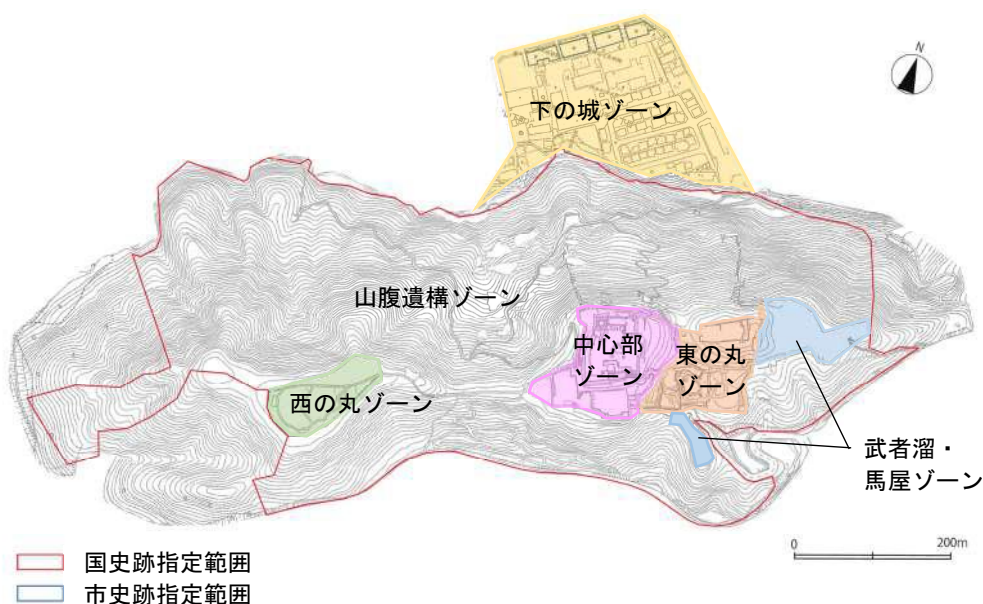


図 7-1 ゾーン区分

2. 遺構保存に関する計画

洲本城の遺構には、地下に埋蔵されている遺構と、堅堀や石垣等の地上に表出している遺構がある。以下に、遺構保存の基本的な考え方を示す。ただし、石垣の管理・修復については次節で述べる。

【基本的な考え方】

- ・ 整備は遺構の保存を第一義とする。
- ・ 発掘調査等で発見されている地下遺構もしくは今後発見された地下遺構については、遺構保存のため、基本的に原位置のまま埋め戻しを行う。
- ・ 地下遺構は、原則遺構保存のため埋め戻しを行う。ただし、中心部ゾーンで地下遺構が発見された場合、洲本城の中枢を体感できるように、露出展示を行うことも検討する。その場合、遺構保存のため、必要であれば柵等の設置も検討する。
- ・ 山腹遺構ゾーンの堅堀等の遺構は、樹木等に覆われている場合、下草を適切に刈り込み、樹木の選択的な伐採を進め、遺構の保存を図る。
- ・ 近年被害が出ているシカやイノシシの害獣対策として、柵等を設置する。
- ・ 休憩施設等の基礎は、図 7-2 のように遺構保存のため保護盛土を行うなど、遺構への影響を与えない工法を選択する。
- ・ 案内板を設置する場合は、遺構の保存を考慮し、現在設置されている案内板と同様に、据え置き式とする。

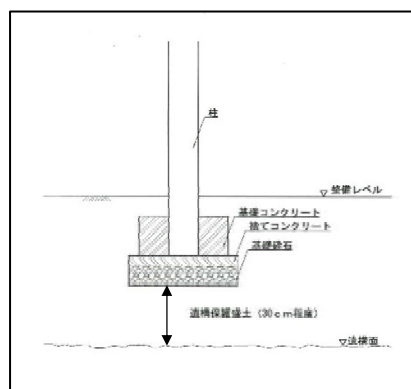


図 7-2 休憩施設等の
基礎設置イメージ

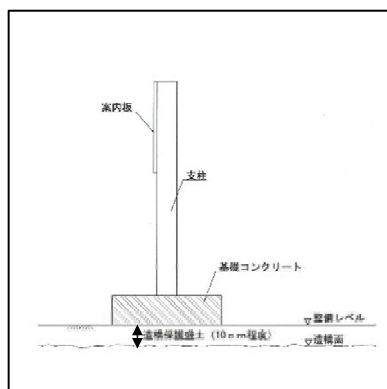


図 7-3 案内板の
基礎設置イメージ



写真 7-1 据え置き式案内板の例
(馬屋)

3. 石垣の管理・修復に関する計画

現在洲本城跡は、石垣の図面が作成されておらず、災害等が起こった場合、石垣の復旧が困難である。また、石垣の危険度は『史跡洲本城跡保存管理計画策定報告書』（平成14年(2002)）の策定に先立ち実施されているが、策定から約20年が経過し、危険度と現状が一致しない箇所がみられる。これらの内容については、早期に図面の作成や危険度の再判定を行う必要がある。また、各石垣の築城変遷や年代等については、現在調査・研究の段階である。これらは、1つ1つの石垣を仔細に確認していく作業が必要であり、計画的に調査・研究を行う必要がある。以上を踏まえ、石垣の管理・修復における基本的な考え方を、以下に示す。

【基本的な考え方】

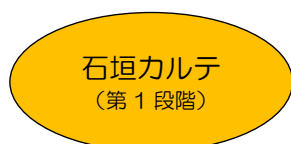
- ・ 石垣カルテを、現状把握や危険度判定のためのカルテ「第1段階」と、石垣の調査・研究のためのカルテ「第2段階」に分け、段階的に作成を行う。
- ・ 石垣カルテは、日常的な観察や、維持管理、石垣復旧工事の内容も踏まえ、常に最新の石垣の情報となるよう、随時更新を行う。
- ・ 危険度の再判定後、復旧の必要があると判断された石垣については、基本計画を作成し、調査を行ったうえで石垣の復旧を行う。
- ・ ただし、中心部ゾーン北西石垣は、石垣の変状が著しく、崩壊の危険性が極めて高いため、危険度の再判定前に石垣復旧工事に着手する。

石垣整備の流れを概略図で示すと、次頁の図7-4のようになり、各項目の目的・方法については(1)から(5)に示す。また、石垣の管理・修復については、『石垣整備のてびき』（2015：文化庁文化財部記念物課監修）を参照しつつ、石垣の状態に合った適切な方法で行う。

(1) 石垣の管理

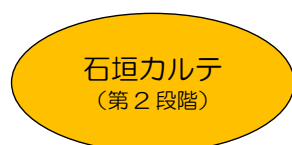
1) 石垣カルテの段階的な作成

第1期事業(前期)(2021-2025)



- ・ 写真による石垣の現状把握、来訪者動線沿いで整備の緊急性が高い石垣の測量、危険度の再判定のためのカルテ。
- ・ 自然災害により崩壊等が発生した際、石垣に関する重要な基礎情報となる。

第1期事業(後期)以降(2026-)



- ・ 石垣の積み方、加工方法、他の石垣との比較等により、洲本城の築城変遷、石垣の年代等を調査・研究を行うためのカルテ。
- ・ 危険度の再判定を踏まえた石垣の測量や、石垣整備による石垣情報の追加、更新を行う。

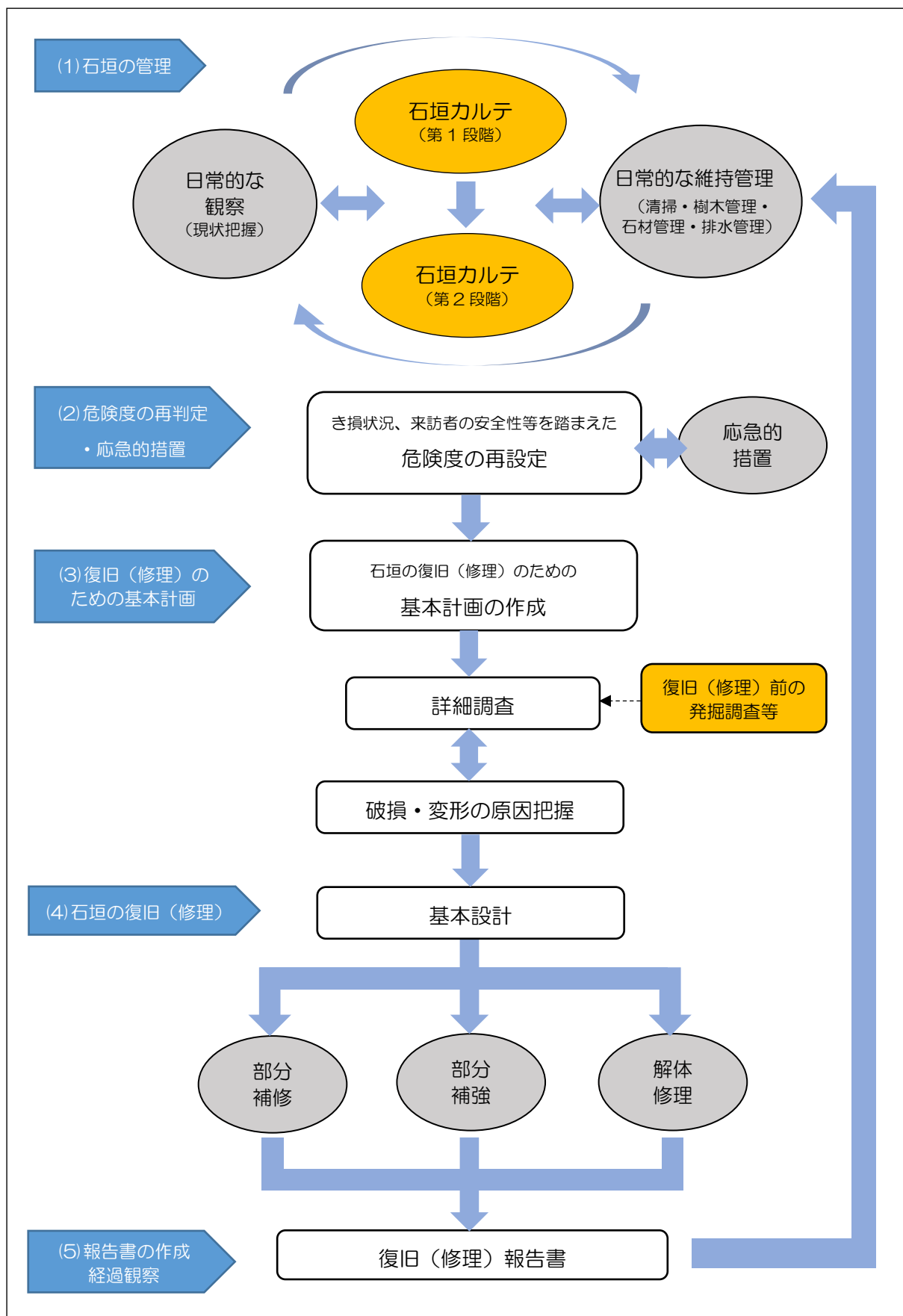


図 7-4 石垣整備の流れ 概略図（『石垣整備のてびき』石垣整備の過程と流れを一部改変）

2) 石垣カルテ作成・追加更新

石垣カルテ（第1段階）：第1期事業（前期）（2021-2025）

目的	・ 石垣の現状把握、図面の作成、危険度の再判定のための基礎調査を行う。 ・ 石垣の維持管理を行う際、基本的な資料となる。 ・ 石垣の修復が必要な場合、その方法を定める際の基礎的な資料となる。 ・ 地震、大雨等の自然災害により崩壊等が発生した際、効率的に修復するための、石垣に関する重要な基礎情報となる。
方法	・ 洲本城内全ての石垣について、基礎データとなる写真を撮影する。 ・ 来訪者動線沿いの崩落危険性の高い箇所について、測量図面やオルソ画像を作成する。 ・ 図面を作成する石垣については、石垣のはらみ出しや、間詰石の欠落等、遺構の状態を現地で目視し、図面へ追記を行う。 ・ 地質調査等によって得た情報や、石垣修復後の経過観察を踏まえ、定期的に追加更新を行う。

石垣カルテ（第2段階）：第1期事業（後期）以降（2026-）

目的	・ 城内全ての石垣を対象として詳細を把握し、洲本城の築城変遷、石垣の年代等の詳細調査・研究を行う。
方法	<第1段階で写真撮影のみを行った石垣> ・ 危険度の再判定に応じて、整備の緊急性の高い石垣の測量図面やオルソ画像を作成する。 <第1段階で図面を作成した石垣> ・ 石垣の積み方や加工方法等を図面に記載し、洲本城の築城変遷等を調査する。 ・ 城内の石垣や、他の城と比較検討を行い、築城変遷を調査・研究する。 ・ 現状の石垣と、「須本御山上絵図」（享和2年(1802)）の高さ等を比較し、調査を行う。 ・ 石垣修復を行った場合は、発掘調査等で判明した内容について追記し、調査・研究を行う。 ・ その他調査等により判明したことを、石垣カルテに反映させ、随時作成・更新・修正を行う。

3) 日常的な観察（現状把握）

目的	・ 日常的に石垣を観察することで現状（石垣の位置、取り巻く環境、保存状況）を把握し、異変があった場合、迅速に対応できる。 ・ 関係部局間で、城跡全体の石垣の基礎情報を共有し、石垣の現状、崩落等の危険度、復旧（修理）の必要性等に関する共通理解を形成する。
方法	・ 目視や踏査することにより、城跡における石垣の現状を把握する。 ・ 日常的な観察に基づき、石垣カルテ等の随時更新を行う。

4) 日常的な維持管理

目的	・ 石垣の状態を常に良好に維持し、管理するために行う。 ・ 変状が著しい石垣における、継続的な変位の把握。
方法	・ ①見回り・清掃、②雑草・支障木の除去、③石材管理、④排水管理の4項目を行い、それぞれの性質に応じて定期的に行う。 ・ 実施時期、対象範囲、間詰石の安定状況、排水機能の現況等の項目を定め、記録を行う。 ・ 既に変状が見られる石垣は、変位を調べるため石垣変位調査（クラックゲージ、ガラス棒、三次元座標計測用標点等）を行う。



写真 7-2 クラックゲージの設置
(史跡岡崎城跡)



写真 7-3 ガラス棒の設置
(史跡岡崎城跡)



写真 7-4 三次元座標計測用標点の設置
(史跡高松城跡)

(2) 危険度の再判定・応急的措置

危険度の再判定	・ 崩落の可能性、地形・地質・水系、過去の修理履歴及び周辺の環境・利用形態の変化等を考慮して行う。
応急的措置	・ 崩壊の危険性が高い石垣は、来訪者の安全性を考慮し、落石防止ネットや立ち入り制限を行うなどの応急的措置を行う。



写真 7-5 落石防止ネット
(史跡黒井城跡)



写真 7-6 柵による立ち入り制限
(史跡姫路城跡)

(3) 復旧（修理）のための基本計画

目的	・ 石垣の緩み、はらみ等の破損、変形が著しく、復旧（修理）等が必要な場合、石垣の状態に合わせた適切な整備を行うため、方針を定める。
方法	・ 石垣の復旧（修理）の方針、復旧方法、実施の方向性を具体的に定める。 ・ 修理や復元を行う際には、真正性の観点や本質的な価値、調査研究成果を踏まえ、対象箇所や方法について慎重に検討を行う。

（４）石垣の復旧（修理）

石垣の復旧（修理）は、石垣の本質的価値の保存と顕在化を図るため、以下の石垣復旧の優先度を踏まえた上で、適切な整備を行う必要がある。

石垣復旧の優先度の考え方

1 見学路に近く、石垣が崩落すると事故につながる恐れがある場所
2 石垣内から樹木が生育しており、放置すると石垣を崩壊させる可能性が高い場所
3 近年の崩落があり、石垣本来の形状が失われている部分

石垣復旧の目的と方法

目的	・ 石垣の状況によって、石垣整備が必要な場合「部分補修」「部分補強」「解体修理」を行う。また復旧方法は、複数を組み合わせて実施する場合も考えられる。
方法	・ 石垣の立地・環境、破損・変形の状況等様々な要素を考慮し、石垣整備の理念に基づきつつ、専門委員会等における議論を経て、整備方法を決定する。

復旧方法

部分補修	・ 石垣の石材に破損個所が発見されても、石垣の構造に大きな影響を生じないと判断できる場合に、石材補修や間詰補修など部分的な補修を行う方法。
部分補強	・ 石材及び背面基盤層・地盤面の盛り土が劣化したことにより、石垣の構造が脆弱化している場合に、石垣全面の補強や地盤等の補強を行う方法。
解体修理	・ 部分補修や部分補強の対応が不可能なほど石垣に大きな破損・変形が生じている場合に、石垣を取外し再設置を行う方法。



写真 7-7 修理前



写真 7-8 修理後

部分補修（間詰石の補充）の参考例（史跡姫路城跡）

（５）報告書の作成、経過観察

目的	・ 各種調査成果の記録資料、解体修理の経緯を示す資料、継続的な経過観察の起点、他の事例の参考資料となる。
方法	・ 復旧（修理）に至る経緯、その開始から途中で発生したさまざまな課題に対してどのように判断・対応したのか、今後に残された課題は何かなどについて、正確かつわかりやすい記述を行う。 ・ 復旧（修理）を行った際は、報告書の作成及び経過観察を行い、石垣カルテの更新を行う。

4. 地形造成に関する計画

洲本城跡の地形造成に関する事項は、三熊山の地形、曲輪内の地形、雨水排水が考えられる。地形造成に関する基本的な考え方を以下に示す。

【基本的な考え方】

- ・ 現況地形の保全を原則とし、大規模な地形の改変を行わない。
- ・ 表土の流出している箇所については、適切な保護措置を検討する。
- ・ 崩壊の危険性がある斜面等は、原因を調査し、き損の未然防止を図る。

中心部ゾーン	・ 北西石垣の変状に伴い、地形が変形しているため、石垣整備とともに盛土を行い、地形修復を行う。（写真 7-9 参照） ・ 来訪者が多く訪れるゾーンのため、遺構の表面が露出しないよう、定期的に表土の補充を行う。
山腹遺構ゾーン	・ 国立公園のため環境省との協議を今後も継続的に行い、樹木の伐採、維持管理を行う。 ・ 表土の流失、崩壊の可能性が高い箇所は、地質調査等の調査成果を踏まえ、適切な保護措置を検討する。 ・ 三熊山の雨水排水施設や治山施設は、関係機関と協議しながら維持管理を行う。また、新たに設置する場合は、城跡や国立公園の景観に配慮したものとする。
東の丸ゾーン 武者溜・馬屋ゾーン 西の丸ゾーン 下の城ゾーン	・ 現況地形の保全を行う。 ・ 遺構の表面が露出しないよう、定期的に表土の補充を行う。



写真 7-9 中心部ゾーン北西石垣

5. 動線計画

洲本城跡は、西の丸ゾーンから武者溜・馬屋ゾーンまで、洲本城跡全体を自由に散策することができる。しかし、現在洲本城跡に訪れる多くの人は、中心部ゾーンのみ利用に留まっており、洲本城跡全体を散策するに至っていない。それは、遺構（見所）が来訪者に十分伝わっておらず、支障木等により遺構が顕在化していないことも、原因と考えられる。

また、馬屋が駐車場になっているため、歩車分離ができておらず危険である。それらを踏まえ動線計画の基本的な考え方を、以下に示す。

【基本的な考え方】

- ・ 動線を歩行者動線、一般車両動線、管理車用動線に分け、それぞれに適した計画を行う。
- ・ 一般車両と歩行者の動線は交差しないようにし、安全な経路を確保する。
- ・ 城内は現在の自由散策ルートを維持しながらも、今後多くの歩行者が洲本城跡全体を散策したくなるように、見所の段階的な顕在化や案内を行う。
- ・ 洲本城跡と下の城の一体的な利用を促進する整備を行う。
- ・ 既存経路の活用を基本としつつ、調査研究の成果により可能な限り往時の経路を踏襲した歩行者動線を設定する。

（１）動線の種類に応じた計画

１）歩行者動線

城内の歩行者動線は、現在の自由散策ルートを維持しつつ、段階的な整備に合わせて、歩行者動線上に案内板を設け、来訪者を見所へ誘導する整備を行う。その結果、多くの来訪者が洲本城跡全体を散策することを促す。また洲本城の居館跡である下の城は、洲本城跡との一体的な回遊を促す必要がある。よって、登山道の出入り口に歩行者誘導サインを設け、メインガイドンス施設である淡路文化史料館と洲本城跡への相互間をスムーズに案内できるような整備を行う。

２）一般車両動線

洲本城跡へ登る経路は、現在の道路を活用しつつ、洲本城跡へのスムーズな誘導として、道路の結節点となる交差点にわかりやすい誘導サイン等の設置を行う。駐車場は、既存駐車場を利用し、史跡指定地外・三熊山公園・淡路文化史料館の駐車場の３箇所とする。洲本城内では遺構保存のため、原則として史跡地内への一般車両の進入はできないものとする。

３）管理車用動線

城内の維持管理のため、現在の作業道路を維持する。

石垣修復用の工事車両は、整備内容に沿った適切な仮設通路を設ける。その際は、遺構の保存を第一義とした計画を行う。

(2) 段階的な動線の計画

洲本城跡は東西約800m、指定面積は約26万㎡にもおよぶ規模である。よって、現在の自由散策ルートは維持するとともに、以下のようにゾーンごとの見所を増やし、来訪者動線を段階的に広げていく整備を行う。

表 7-2 見所の顕在化による段階的な来訪者動線の広がり

整備時期 ゾーン 区分	現在	第1期整備事業 (前期) (2021-2025)	第1期整備事業 (後期) (2026-2030)	第2期整備事業 以降 (2031-)
中心部 ゾーン	・ 大阪湾、城下町への眺望 ・ 高石垣 ・ シロミノヤブムラサキ	・ 大阪湾、城下町への眺望 ・ 高石垣 ・ シロミノヤブムラサキ ・ 食違虎口 ・ 山里郭、東の丸二段郭への眺望	・ 大阪湾、城下町への眺望 ・ 高石垣 ・ シロミノヤブムラサキ ・ 食違虎口 ・ 山里郭、東の丸二段郭への眺望	・ 大阪湾、城下町への眺望 ・ 高石垣 ・ シロミノヤブムラサキ ・ 食違虎口 ・ 山里郭、東の丸二段郭への眺望 ・ 西登り石垣への眺望
東の丸 ゾーン		・ 東の丸二段郭 ・ 城下町への眺望	・ 東の丸二段郭 ・ 城下町への眺望	・ 東の丸二段郭 ・ 城下町への眺望
武者溜・ 馬屋ゾー ン			・ 大阪湾、城下町への眺望 ・ 高石垣 ・ 東登り石垣への眺望	・ 大阪湾、城下町への眺望 ・ 高石垣 ・ 東登り石垣への眺望
西の丸 ゾーン			・ 残念石 ・ 石切場跡	・ 残念石 ・ 石切場跡
山腹遺構 ゾーン				・ 登り石垣 ・ 古屋敷
下の城 ゾーン	・ 堀 ・ 石垣	・ 堀 ・ 石垣 ・ 石垣の刻印	・ 堀 ・ 石垣 ・ 石垣の刻印	・ 堀 ・ 石垣 ・ 石垣の刻印

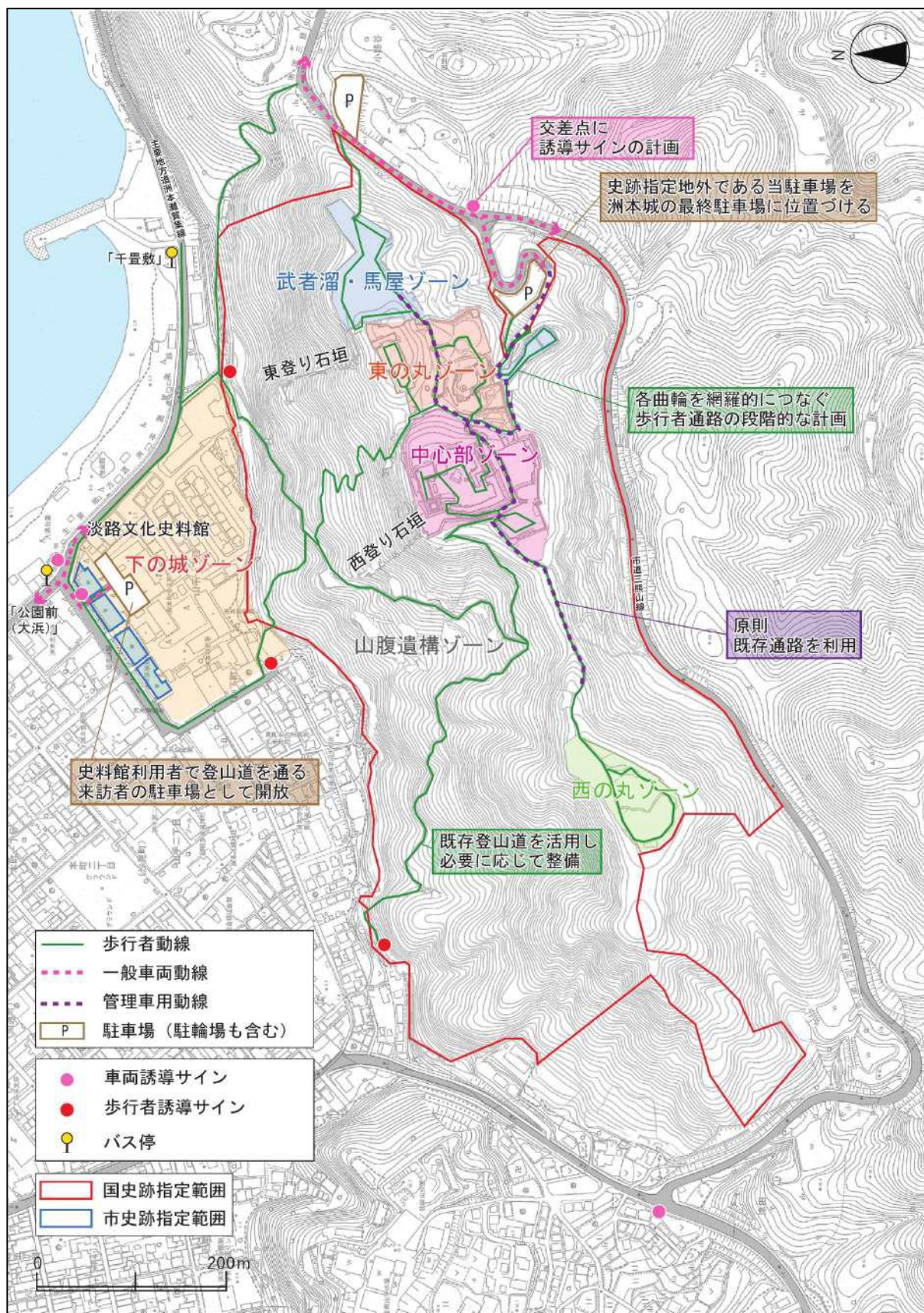


図 7-5 動線整備計画図

6. 案内・解説施設に関する計画

洲本城跡の案内・解説施設は、第5章で示したように多数設置されているが、内容が不十分であり、効果的な案内が出来ていない。案内・解説施設の基本的な考え方を以下に示す。

【基本的な考え方】

- ・サインは活用を促すサインと、保存を促すサインに分け、目的に応じた設置を行う。
- ・計画している動線に沿ったスムーズな案内ができるよう、適切な位置に正確でわかりやすい案内・解説施設を設ける。
- ・サインは遺構への眺望の妨げにならないように、必要最小限の設置とする。
- ・サインのデザインに統一性を持たせ、視覚的にわかりやすく、洲本城跡の価値を理解しやすいサインとする。
- ・案内・解説施設は動線計画と合わせ、段階的な設置を行う。

(1) サインの種類について

活用を促すサインは、来訪者が市街地から洲本城跡までにサインを見る順番（表7-3 a～f）に即した設置を行う。また、保存を促すサインは、樹木の伐採や石垣整備等に合わせて、随時設置を行う。

表 7-3 活用を促すサイン

種別	目的、用途	デザイン	配置
a. 車両誘導サイン	・一般車両が史跡の駐車場に到着できるように設置。	・駐車場の方向を示す。	・道路の結節点。 ・駐車場付近。
b. 歩行者誘導サイン	・歩行者が、容易に史跡に到着できるように設置。	・洲本城跡の方向を示す。	・城内へと続く通路の結節点。
c. 総合案内サイン	・史跡の全体地図と概要、見所、経路を説明する。 ・城郭関連施設への案内。	・文章は端的に示し、専門用語は使わずわかりやすい表現とする。 ・写真や図を活用する。	・駐車場や、登城路等の来訪者の行動の起点となる箇所。
d. 城内誘導サイン	・来訪者が目的地まで容易に到達できるように設置。	・目的地の方向と距離。 ・可能であれば、現在地を示す地図を併設する。	・経路の分岐点となる箇所。
e. 城内解説サイン	・洲本城跡の価値や特徴の理解促進のために設置。	・図や写真、簡潔な文章により、遺構の特徴を示す。	・特徴的な遺構の周辺。
f. 自然環境解説サイン	・立地の特徴を示す。 ・国立公園に指定されている貴重な自然環境の説明。	・パノラマ写真に説明を加え、位置関係や立地の意図がわかるもの。 ・樹木や群落の写真と概要を示す。	・海を望む箇所。 ・特徴的な樹木の周辺。

表 7-4 保存を促すサイン

種別	目的、用途	デザイン	配置
g. 法規制サイン	・三熊山内の法規制等について説明や注意事項を示す。	・地図に範囲を示し、注意を簡潔に説明する。	・法規制のある箇所。
h. 注意サイン	・来訪時の注意事項等を示す。	・遺構の景観を妨げないように、必要最小限の設置とする。	・危険を示す箇所。 ・来訪者の行動の起点となる箇所。



写真 7-10 a. 車両誘導サインの例
(史跡姫路城跡)



写真 7-11 b. 歩行者誘導サインの例
(史跡彦根城跡)



写真 7-12 c. 総合案内サインの例
(史跡烏帽子形城跡)



写真 7-13 d. 城内誘導サインの例
(史跡小牧山城跡)



写真 7-14 e. 城内解説サインの例
(史跡江戸城跡)



写真 7-15 f. 自然環境解説サインの例
(史跡水口岡山城跡 (古城))



写真 7-16 f. 自然環境解説サインの例
(史跡竹田城跡)



写真 7-17 h. 注意サインの例
(史跡竹田城跡)

(2) 段階的なサインの設置

サインは、4. 動線計画（p162）で述べた来訪者動線の段階的な広がりに合わせて設置を行い、来訪者の円滑な誘導や、城内の見所が容易に伝わるように設置を行う。その際、既存のサインについては、随時撤去・更新を行う。

表 7-5 案内板の段階的な設置

整備時期	ゾーン区分	サインの内容	サインの種別
第1期事業（前期） (2021-2025)	中心部ゾーン	・ 洲本城の歴史、役割 ・ 他ゾーンへの誘導 ・ 食違虎口、高石垣の説明 ・ シロミノヤブムラサキの説明 ・ 眺望の解説	c. 総合案内サイン d. 城内誘導サイン e. 城内解説サイン f. 自然環境解説サイン f. 自然環境解説サイン
	東の丸ゾーン	・ 中心部ゾーンから東の丸ゾーンへの誘導 ・ 東の丸二段郭の説明 ・ 往事の水の手郭の様子、説明	d. 城内誘導サイン e. 城内解説サイン e. 城内解説サイン
	下の城ゾーン	・ 洲本城跡、城郭関連施設への誘導 ・ 下の城、刻印の説明	a. 車両誘導サイン b. 歩行者誘導サイン c. 総合案内サイン e. 城内解説サイン
第1期事業（後期） (2026-2030)	武者溜・馬屋ゾーン	・ 東の丸ゾーンから武者溜馬屋ゾーンへの誘導 ・ 東登り石垣、高石垣の説明 ・ 眺望の解説	d. 城内誘導サイン e. 城内解説サイン f. 自然環境解説サイン
	山腹遺構ゾーン	・ 洲本城跡、下の城への誘導 ・ 西登り石垣、古屋敷の説明	d. 城内誘導サイン e. 城内解説サイン
第2期事業以降 (2031-)	西の丸ゾーン	・ 石切場、残念石の説明 ・ 眺望の解説	e. 城内解説サイン f. 自然環境解説サイン

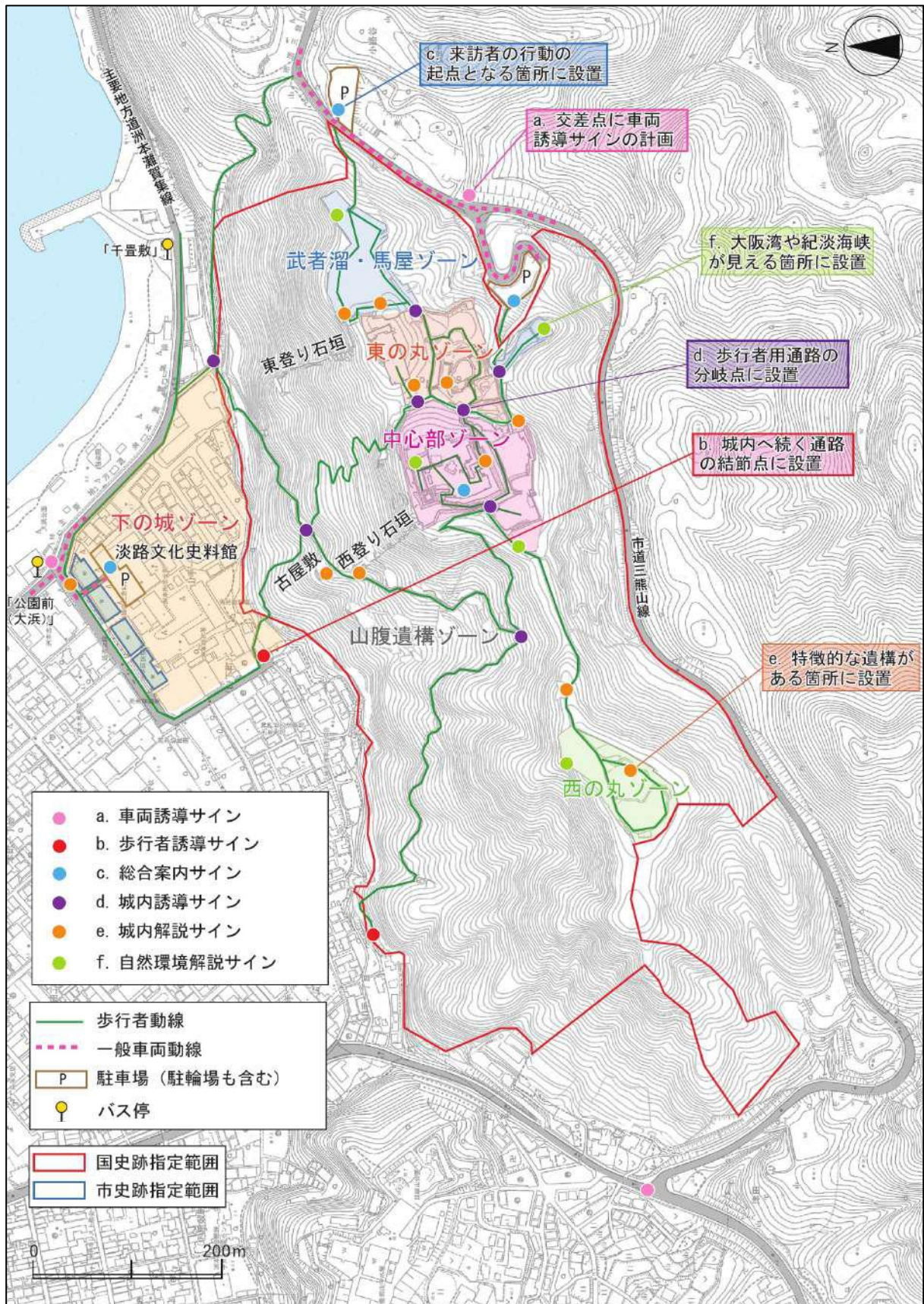


図 7-6 案内・解説施設図

7. 修景および植栽に関する計画

現在、洲本城跡では『三熊山管理計画現地調査等業務』（平成30年(2018)策定）に基づき、「遺構を守るための伐採」と「遺構を見せるための伐採」を行っている。今後もこの樹木管理方法を踏襲するとともに、修景および植栽の基本的な考え方を以下に示す。

【基本的な考え方】

- ・ 歴史と文化を感じさせ、自然に親しみを持てる豊かな森の空間をつくる。
- ・ 城跡の緑に対する市民の愛着は強く、計画にあたり市民との話し合いのもとに実施する。
- ・ 市街地からの眺望で、洲本城跡石垣のスケールを認識できるようにし、存在感を高める。
- ・ 岩山の利点を活用して建てられた城であり、石垣と岩が一体となった洲本城跡の魅力を顕在化し、景観を整える。
- ・ 石垣と城跡周辺の環境保全を図るため、短期的に樹木を伐採するのではなく、「試験施工と評価・検証」を繰り返し行い、安全で無理のない計画とする。
- ・ 整備後およそ5年周期で再剪定・再伐採し、好ましい状態を維持する。
- ・ 海上からのビューポイントを確保する。

(1) 遺構を守るための伐採

『三熊山管理計画現地調査等業務』に記載された以下の方法に準じて行う。

場所	概要
石垣天端	天端から2m以内の樹木は優先的に伐採を行う。石垣天端の幅が5m以内の箇所については、将来的には皆伐を行う。一度にできない時には可能な限りとする。
石垣法面	法面に生えている樹木は、基本的に全て伐採処分とする。
石垣底部	根石から3m以内の樹木は、優先的に伐採を行う。急峻な法面の場合は、例外とし検討する。

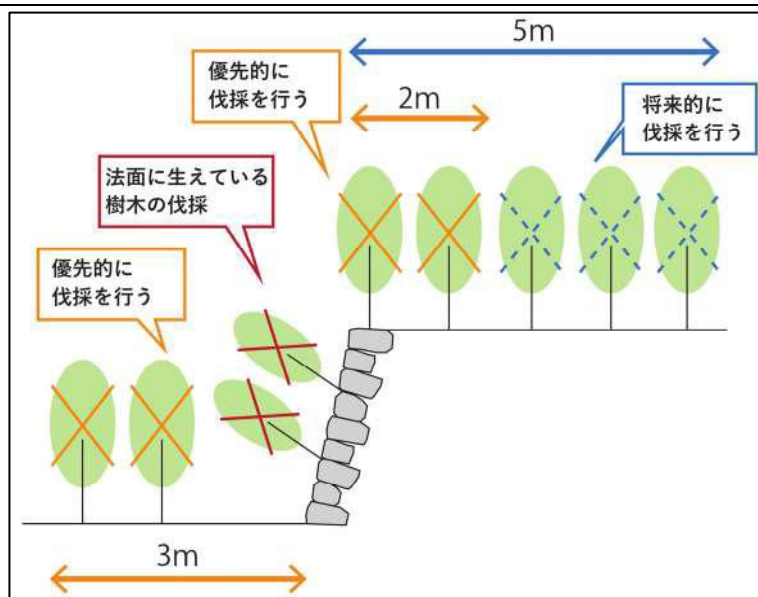


図7-7 石垣保護のための樹木管理方法イメージ図

（２）遺構を見せるための伐採

遺構を見せるための伐採は、市街地からの眺望と城内の眺望の２つの眺望を考える必要がある。以下にそれぞれの伐採方法を示す。

１）市街地からの眺望

洲本城は東西約 800m と東西に長い曲輪が一つの特徴である。しかし、現在は樹木の伐採が行われているものの、中心部ゾーンと武者溜、東の丸ゾーンがわずかに認識できる状態である。（写真 7-19 参照）今後市街地から、洲本城の東西に長い曲輪を類推できるように、北面樹木の伐採を段階的に進めていく必要がある。その際、視界を遮るすべての樹木を整理するのではなく、斜面を守るために伐採は最小限に抑えて、根元からの伐採ではなく、剪定の形で整理するのが望ましい。以下の表は、整備時期による段階的な樹木の伐採計画を示す。また、整備時期ごとの伐採位置と市街地からのビューポイントを図 7-8 に示す。

表 7-6 段階的な樹木伐採・剪定

整備時期 ゾーン区分				
	現在	第 1 期整備事業 (前期) (2021-2025)	第 1 期整備事業 (後期) (2026-2030)	第 2 期整備事業 以降 (2031-)
中心部ゾーン	・ 北面樹木の伐採	・ 北面樹木の剪定	・ 北面樹木の剪定	・ 北面樹木の剪定
東の丸ゾーン		・ 北面樹木の伐採 剪定	・ 北面樹木の剪定	・ 北面樹木の剪定
武者溜・馬屋ゾーン	・ 武者溜北面樹木の伐採	・ 武者溜北面樹木の伐採、剪定	・ 北面樹木の剪定	・ 北面樹木の剪定
西の丸ゾーン			・ 北面樹木の伐採	・ 北面樹木の剪定



写真 7-18 樹木伐採の様子



写真 7-19 樹木伐採により
石垣が顕在化している様子

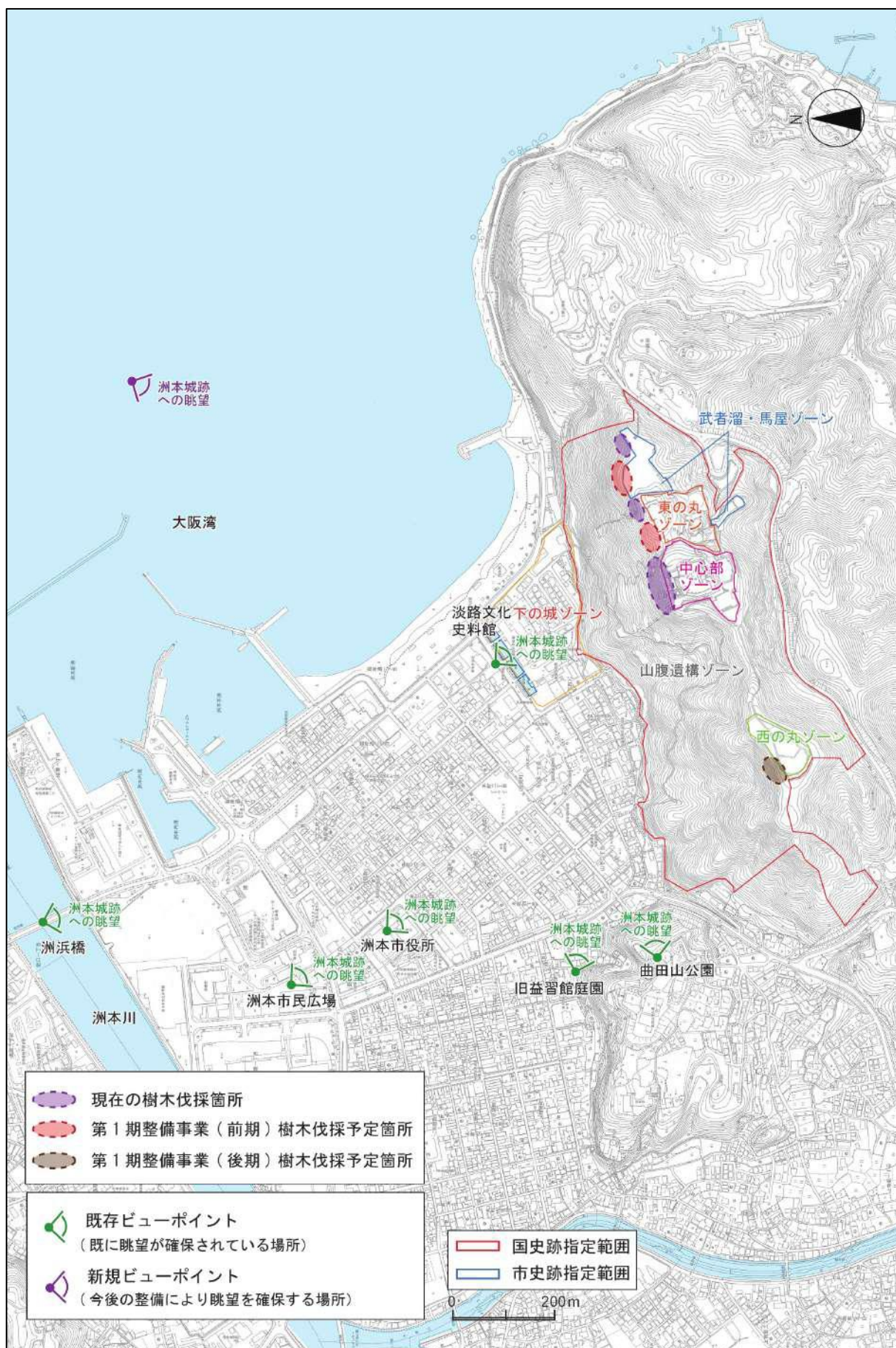


図 7-8 遺構を見せるための伐採と市街地からのビューポイント

2) 城内の眺望

洲本城内の眺望は、城下町・大阪湾等への眺望と城内遺構への眺望の2種類ある。それぞれの内容を以下に示す。

①城下町・大阪湾等への眺望

洲本城跡から城下町への俯瞰行為は、往事の支配構造を視覚的に認識する象徴的な行為であり、本質的価値を来訪者に伝える上で重要である。また、洲本城跡から大阪湾・紀淡海峡への眺めは、洲本城を選定した意図及び役割を来訪者に理解してもらうため、必要不可欠である。そのため、城内から城下町・大阪湾等への眺望を確保できるように支障木の継続的な伐採・剪定を行う。特に武者溜・馬屋ゾーンや西の丸ゾーンは、出丸的空間を体感できるように、城下町・大阪湾等への眺望の確保に努める。樹木の伐採は図7-8と重複するため、この計画と合わせて行う。

②城内遺構への眺望

4. 動線計画（p161～p163）でも述べたように、現在多くの来訪者は中心部ゾーンのみの利用に留まっている。そのため、動線計画の段階的な整備に伴い、遺構前の支障木を伐採し、見所となる遺構の顕在化を行う計画とする。

表 7-7 整備時期による樹木伐採箇所

整備時期 ゾーン 区分	第1期整備事業 (前期) (2021-2025)	第1期整備事業 (後期) (2026-2030)	第2期整備事業以降 (2031-)
中心部 ゾーン	・ 食違虎口内の樹木伐採	・ 食違虎口内の樹木剪定	・ 食違虎口内の樹木剪定
東の丸 ゾーン	・ 東の丸二段郭通路側の樹木伐採	・ 東の丸二段郭通路側の樹木剪定	・ 東の丸二段郭通路側の樹木剪定
武者溜 馬屋 ゾーン		・ 高石垣前の樹木伐採	・ 高石垣前の樹木剪定
西の丸 ゾーン		・ 残念石、石切場周辺の樹木伐採	・ 残念石、石切場周辺の樹木剪定
山腹遺構 ゾーン	・ 人家に近く、危険性の高い樹木の伐採。	・ 人家に近く、危険性の高い樹木の伐採。	・ 人家に近く、危険性の高い樹木の伐採。 ・ 登り石垣周辺の樹木伐採 ・ 古屋敷周辺の樹木伐採

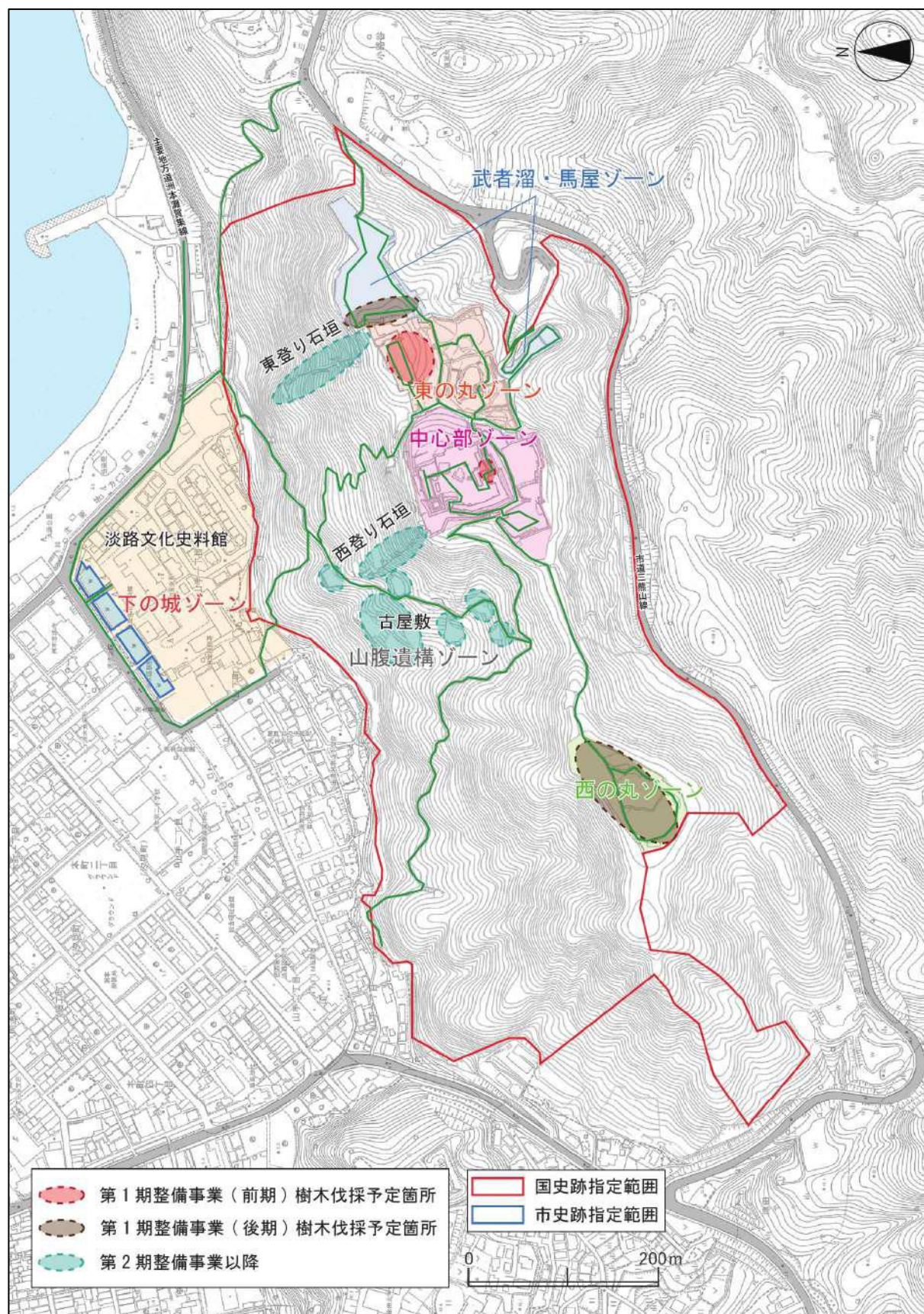


図 7-9 遺構を見せるための伐採（城内）

8. 管理施設および便益施設等に関する計画

現在設置されている管理施設および便益等施設をまとめると、図 7-10 になる。管理施設および便益等施設等に関する基本的な考え方を以下に示す。

【基本的な考え方】

- ・劣化が著しい施設の撤去もしくは更新を行う。
- ・利用に即した施設の機能及び配置の再検討を行い、景観を考慮し必要最小限の数とする。
- ・新たに施設を設置する場合は、史跡景観への調和等を踏まえて、安全で利用しやすい位置やデザインを選択する。
- ・動線計画に合わせ、施設の段階的な撤去・更新を行う。

(1) 休憩施設	・既存の休憩施設については、機能や配置の再検討を行い、不要な施設は撤去する。必要な施設は、洲本城跡の景観を害さないように必要最小限の設置とする。 ・新たに施設を設置する場合は、洲本城跡の景観への調和等を踏まえて、安全で利用しやすい位置やデザインを選択する。 ・休憩場所や突発的な大雨等の避難場所として、休憩施設を設置する。その際は遺構へ影響を与えない工法とする。
(2) 便益施設	・廃業した茶店は、適切な便益施設の設置後、撤去を行う。 ・機能や配置について再検討を行い、必要最小限の設置とし、デザインについては洲本城跡や国立公園の景観を害さないように考慮する。 ・トイレは既存の施設を継続的に活用していく。
(3) 公園施設	・今後劣化が進行した場合は撤去を行う。 ・掲揚ポールは、現在使用されていないため、撤去を行う。
(4) 治山施設	・管理者や関係機関と協議を進めながら、適切な維持管理に努める。 ・今後新たに設置する場合は、遺構への影響が最小限となる工法を選択する。
(5) 管理施設	・機能や配置の再検討を行う。 ・外灯は、夜間来訪者の安全確保のため、必要最小限の数で追加設置を行う。その際、デザインを統一し史跡の景観を害さないものとする。 ・来訪者の安全確保と遺構保存のため、柵等が必要な場合、随時設置を行う。
(6) 石碑・社	・将来的な整備によっては、撤去や移築を行う。

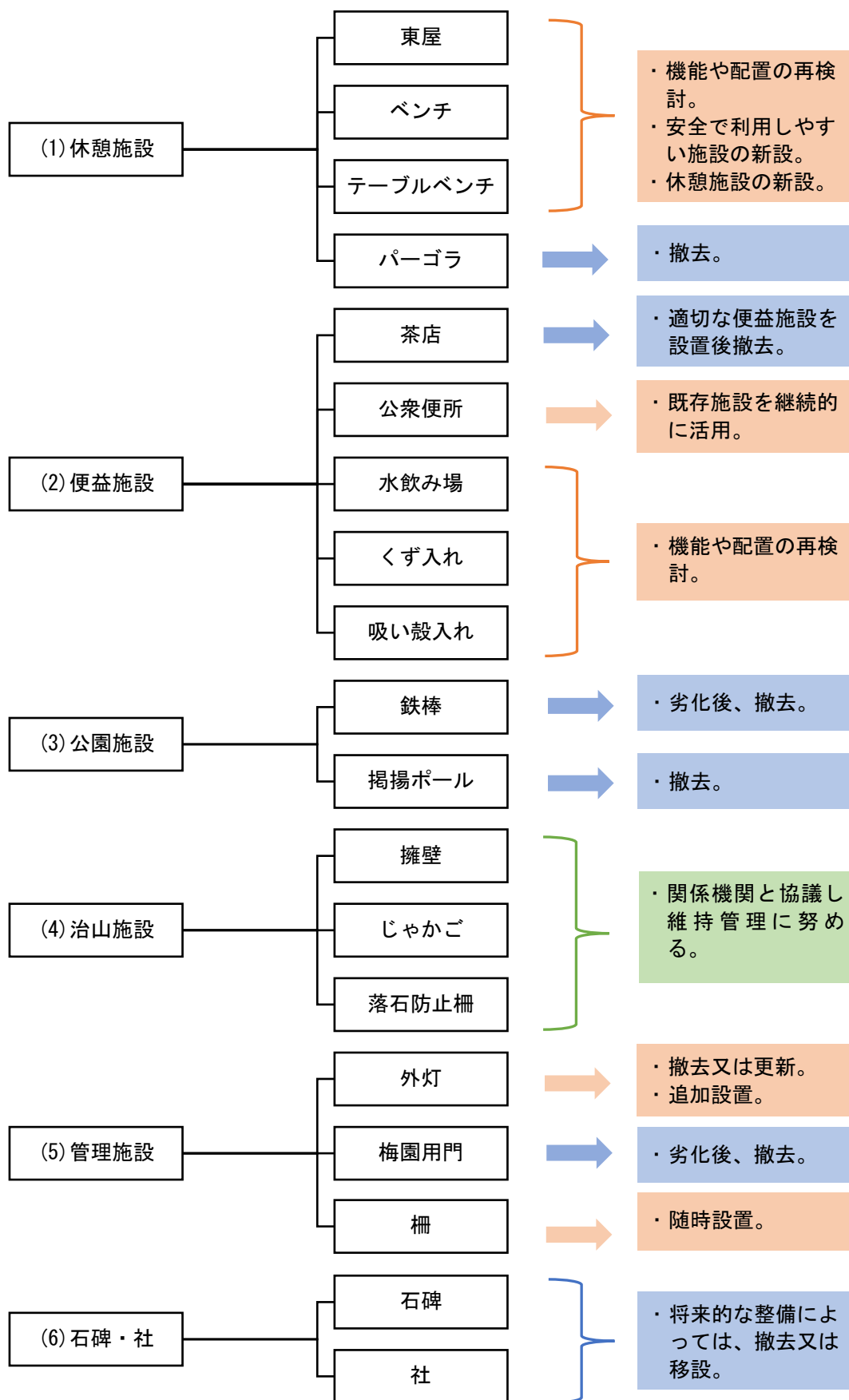


図 7-10 洲本城内に設置された管理・便益施設等一覧

(7) 段階的な施設の撤去、更新

管理施設・便益施設等の撤去、更新は、5.動線計画（p162）の段階的な広がり準じて行うものとする。特に中心部ゾーンは、整備方針が「洲本城の中枢を体感できる場」であり、来訪者も最も多く訪れる曲輪のため、閉業している茶店や公園施設等を撤去し、早急に本丸全体を活用できるようにする必要がある。

表 7-8 段階的な施設の撤去、更新

整備時期	ゾーン名	撤去する施設	新設・更新する施設
第1期事業（前期） (2021-2025)	中心部ゾーン	・ 茶店 ・ 水飲み場 ・ くず入れ ・ 鉄棒 ・ 掲揚ポール	・ 安全柵 ・ 外灯 ・ フットライト
	東の丸ゾーン	・ 吸い殻入れ ・ くず入れ	
第1期事業（後期） (2026-2030)	武者溜・馬屋ゾーン	・ テーブルベンチ	・ ベンチ
第2期事業以降 (2031-)	中心部ゾーン	・ 梅園用門	
	東の丸ゾーン		・ 東屋 ・ ベンチ
	西の丸ゾーン	・ パーゴラ ・ 植物園用門 ・ テーブルベンチ	・ ベンチ
	山腹遺構ゾーン		・ 擁壁 ・ じゃかご ・ 落石防止柵

9. ガイダンス施設に関する計画

ガイダンス施設は、洲本城跡に関する学術的情報を専門家のみならず、全ての来訪者にわかりやすく説明し、洲本城跡の有する価値を伝達することを目的とする。なお、洲本市の歴史や文化等を紹介している淡路文化史料館をメインガイダンス施設と位置づける。ガイダンス施設の基本的な考え方を以下に示す。ガイダンス施設の位置図については、次節の図7-13に示す。

【基本的な考え方】

- ・ ガイダンス施設は、既存建物も利用しつつ分散して設けることで、来訪者の周遊を促し、洲本城跡と城下町の一体的な活用を行う。
- ・ 各ガイダンス施設では、既存施設の特徴に応じて、特色ある展示や案内等を行うことで、様々な角度から洲本城跡へ興味関心を持ち、理解を深めることができるものとする。
- ・ 各ガイダンス施設では、他のガイダンス施設への案内や、イベント等の告知を行うなど、相互の連携を促す。
- ・ ガイダンス施設の建て替え等を行う場合は、建て替え後もガイダンス機能を維持するとともに、より一層来訪者に理解しやすいような計画とする。

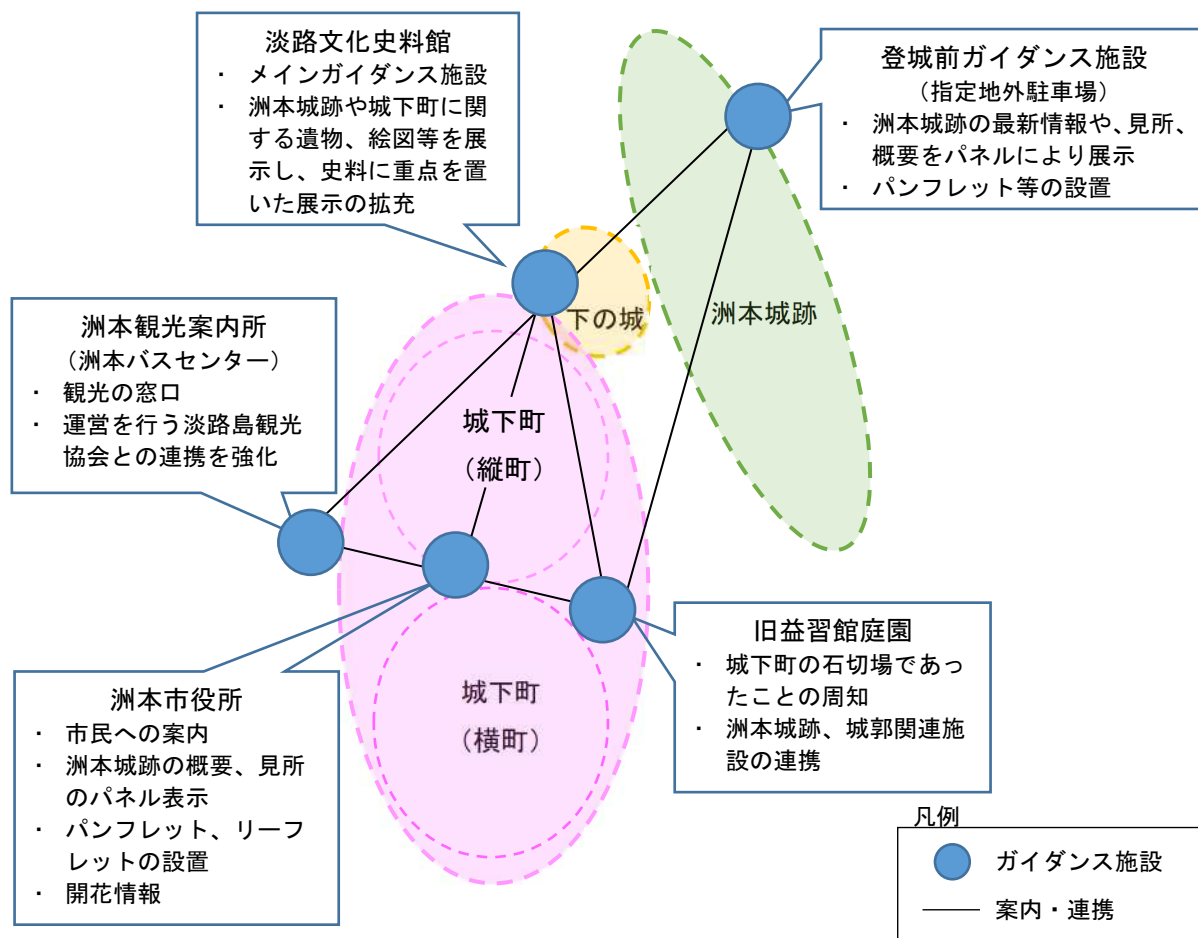


図7-11 各ガイダンス施設の特徴と連携イメージ図



写真 7-20 観光案内所の例
(姫路観光コンペティションビューロー)



写真 7-21 メインガイダンス施設の例
(情報館天空の城：朝来市)



写真 7-22 メインガイダンス施設の例
(開国記念館：彦根市)



写真 7-23 展示方法の例
(兵庫県立歴史博物館)



写真 7-24 登城前ガイダンス施設の例
(史跡浜松城跡)



写真 7-25 登城前ガイダンス施設の例
(姫路観光コンペティションビューロー)

10. 地域全体における城郭関連施設等との有機的な整備活用に関する計画

史跡の周辺地域は、洲本城の城下町と、安宅八家衆の城が位置する淡路島全体で捉えることができる。それぞれの城郭関連施設等を示すと、図 7-13、図 7-14 となる。以下に、地域全体における城郭関連施設等との有機的な整備活用に関する基本的な考え方を示す。

【基本的な考え方】

- ・ 点在する洲本市内の城郭関連施設等との一体的な整備、活用を行う。
- ・ 既存イベントと城郭関連施設等を一体的に活用しやすい場づくりを行う。
- ・ 淡路島全体で、洲本城跡と関連のある文化財等との連携した活用を図る。
- ・ 整備時期に合わせた段階的な整備を目指す。

(1) 城下町との有機的な整備・活用

- ・ 城郭関連施設等を記載した案内板やパンフレット等の作成を行う。
- ・ 城郭関連施設では、他の城郭関連施設へ誘導するよう案内板やパンフレットの設置を促す。
- ・ ガイダンス施設に、城郭関連施設へ誘導するような案内板やパンフレット等を設置する。
- ・ 「レトロなまち歩き」や「洲本城まつり」等のイベントは、城下町全体を活用できるよう、金天閣の限定的な内部公開等、他の城郭関連施設と積極的な連携を促す。



写真 7-26 城郭関連施設案内板の例
(安宅荘を歩く：白浜町)



写真 7-27 歴史的な街路の案内板の例
(城と歩むみちづくり：史跡姫路城跡)



図 7-12 城下町パンフレットの例
(米子のまち歩きマップ：米子市観光協会)



写真 7-28 城郭関連施設の案内板の例
(国府寺家本陣跡：史跡姫路城跡)



図 7-13 洲本城跡、城下町における城郭関連施設等の有機的な整備活用図

(2) 淡路島での有機的な整備活用

- ・ 安宅八家衆の城を基本とし、それらに関連する文化財も連携して整備活用を行う。
- ・ 淡路島全体での関連文化財の概要等を示したパンフレット、リーフレット、ウェブサイトの制作等を行う。
- ・ 安宅八家衆の城を巡る見学ツアーを行うなど、一体的な活用を図る。



図 7-14 淡路島における城郭関連施設等の有機的な整備活用図

(3) 段階的な整備

第5章 史跡洲本城跡の現状と課題（p143）で述べたように、現在、洲本城跡と城下町では、各種イベントが行われているが、それぞれの取り組みが独立しており、一体的な活用が出来ていない。そのため、整備時期ごとに有機的な整備活用内容を定め、段階的に整備活用内容を広げていく計画を行う。

表 7-9 整備時期による有機的な整備活用内容

整備時期	有機的な整備活用内容
現在	既存イベントや、城郭関連施設が独立しており、洲本城・城下町の一体的な活用が行われていない。
第1期事業（前期） （2021-2025）	- 既存イベントと城郭関連施設等を一体的に活用しやすい場づくりを行う。 - 洲本城跡と、城下町内の城郭関連施設用のパンフレットを作成し、来訪者がまちを周遊、理解することを促す。
第1期事業（後期） （2026-2030）	- 令和8年（2026）の築城500年に合わせて、城と城郭関連施設が一体となったイベントを行う。 - 既存イベント同士を一体的に活用しやすい場づくりを行う。 - 城郭関連施設の案内板を設置する。
第2期事業以降 （2031-）	- 洲本市全体のネットワークを踏まえたイベントを行う。 - 安宅八家衆のような淡路島全体を包括した、イベントや活用等を促す。

1 1. 公開・活用に関する計画

【基本的な考え方】

- ・ 学校教育や生涯学習等と連携を行い、洲本城の歴史や本質的価値への理解促進を図る。
- ・ 様々なツールを活用するとともに、それぞれが連携を行い、洲本城・城下町の積極的な情報の発信を行う。
- ・ 国立公園の貴重な自然環境の活用を図る。
- ・ 洲本城だけでなく、城下町・淡路島も視野に入れた段階的な公開・活用を行う。

（1）洲本城の歴史や本質的価値への理解促進

1）共通

- ・ 洲本城の歴史や価値について、通常のパンプレットの他、学校教育にも使用できる子ども用のパンフレットや、洲本城について詳しく記載したリーフレット等を作成する。
- ・ 洲本城の歴史や本質的価値を紹介したホームページや携帯用アプリを作成する。
- ・ リーフレットのデータ等をホームページから入手できるようにする。
- ・ 発掘調査や石垣修復工事では、地域住民への説明会の開催や案内板の設置等を行い、洲本城の理解促進に繋げる。



脇本城跡子ども向けパンフレット（一部抜粋）

脇本城跡パンフレット（一部抜粋）

図 7-15 複数のパンフレットの例（ともに秋田県男鹿市教育委員会が作成）



写真 7-29 発掘調査の案内板の例
（史跡彦根城跡）



写真 7-30 発掘調査の案内板の例
（史跡大坂城跡）

2) 学校教育との連携

- ・ 小学校、中学校、高等学校等のそれぞれの段階にあった洲本城の授業等を行うことで、洲本城への関心や深い理解につなげ、将来の文化財保護の担い手を育成する。
- ・ 発掘調査や整備中における参加型体験を継続する。
- ・ 学校教育での出前授業を継続する。

3) 生涯学習、まちづくり等との連携

- ・ 洲本城の歴史や本質的価値についてのシンポジウムの開催。
- ・ 歴史的、文化的遺産についての各種講座を充実させる。
- ・ 複数回の講座参加によって、より詳しい内容の理解へとステップアップできる講座プログラムを設ける。
- ・ 大阪と洲本を結ぶ、深日洲本ライナーとの連携。(乗船時の案内等)
- ・ 洲本城は大阪湾、紀淡海峡と密接に関係しているため、海上からの洲本城の姿や役割を体感できるツアーを設ける。



写真 7-31 海側からみた洲本城跡

4) 活用場所の拡充

- ・ 安全確保のため立ち入り制限を行っている箇所は、整備後、順次公開活用する。

(2) 積極的な情報発信

- ・ 洲本城跡遺構見学会の開催。
- ・ 市民への幅広い周知を目的として、「広報すもと」に洲本城跡をはじめとした城郭関連施設等を説明するコーナーを設ける。
- ・ 洲本城跡のホームページを作成し、積極的な情報発信を図る。
- ・ 洲本城跡のホームページは、城内解説サインに設けた QR コードと連携し、多言語対応、音声説明、三熊山の植生情報等をスマートフォンで確認できるようにする。

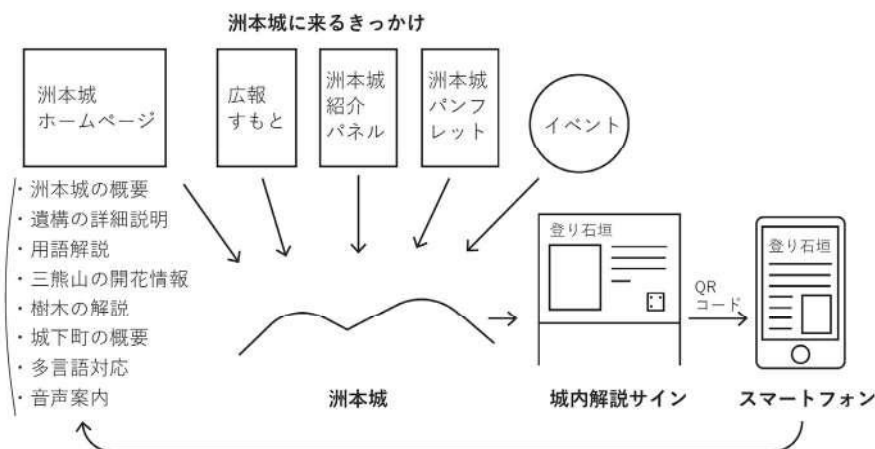


図 7-16 様々な情報の連携イメージ

（３）国立公園の貴重な自然環境の活用

- ・ 三熊山の貴重な自然について学ぶことができる講座プログラムの開設。
- ・ 植生について特化したパンフレットを季節ごとに作成し、何度も訪れたくなるような仕掛けづくりをする。
- ・ 貴重な植生や群落については説明入りの樹名札や案内板を設け、来訪者への自然環境の理解促進を促す。
- ・ 樹木の開花情報等の広報を、登城前ガイダンス施設等で行う。



写真 7-32 貴重な植生の例
(ホルトノキ) (史跡地内)

（４）段階的な公開・活用

洲本城跡は、令和 8 年（2026）に築城 500 年を迎える。そのため、第 1 期事業（前期）は、築城 500 年に合わせて、洲本城跡のリーフレット等や子ども用パンフレット、ホームページの作成等により、市民や観光客への積極的な広報活動を行う。第 1 期事業（後期）は、城下町まで整備範囲を広げ、市民が暮らしている場所が洲本城に関わりがあることを示し、より深い理解へとつなげる。第 2 期事業以降は、洲本市全体、淡路島で城郭関連施設とのネットワークを考慮したイベント等を行っていく。

表 7-10 整備時期に合わせた段階的な公開・活用

事業期間	新規	継続
第 1 期事業（前期） (2021-2025)	・ 築城 500 年に合わせた洲本城のリーフレットの作成。 ・ 子ども用パンフレットの作成。 ・ 洲本城ホームページの作成。 ・ 城下町パンフレットの作成。 ・ 市役所の 1 階や展望ロビーにポスターや、パンフレットの設置。 ・ 発掘調査に合わせた見学会の開催。	・ 学校教育との連携 ・ 既存イベントの継続
第 1 期事業（後期） (2026-2030)	・ 城下町の案内板設置。 ・ 洲本城や城下町に関する講座、シンポジウムの開催。 ・ 「広報すもと」に洲本城、文化財コーナーの掲載。 ・ 城郭関連施設のイベントの一体的な活用。	・ 学校教育との連携 ・ 既存イベントの継続
第 2 期事業以降 (2031-)	・ 淡路島全体での城郭関連施設とのイベントやパンフレットの作成。（安宅八家衆ツアー等） ・ 深日洲本ライナーとの連携。 ・ 洲本城海上ツアーの開催。	・ 学校教育との連携 ・ 既存イベントの継続

1 2. 整備事業に必要となる調査等に関する計画

第 1 期事業（前期）では、中心部ゾーン北西石垣の整備に伴い、解体前と解体中に遺構調査を行うとともに、茶店撤去に伴う発掘調査を行う。また、洲本城跡に関する史資料の収集と調査、整備のための設計等に必要となる測量調査、国立公園である三熊山の動植物調査等、その他調査を計画的に実施する。

第 1 期事業（後期）は、洲本城の各曲輪の性格を調査するため、整備内容や史資料調査から、優先度に応じた調査を行う。

第 2 期事業以降は、社会的な要因や調査、整備の進捗、財政状況に応じて計画の見直しを行う。

【基本的な考え方】

- ・ 整備に先行して遺構の内容・規模等を把握するための発掘調査を行う。
- ・ 調査は事業期間を設定し、計画的に行う。
- ・ 発掘調査は遺構保存のため最小限にとどめる。
- ・ 調査場所は、各曲輪の性格を調査するため、絵図等の資料から実態解明の優先度に応じて順次実施する。

表 7-11 事業期間における調査等の内容

事業期間	発掘調査		文献史料調査等
第 1 期事業（前期） (2021-2025)	中心部ゾーン	・ 北西石垣修復に伴う発掘調査。 ・ 茶店撤去に伴う発掘調査。	・ 洲本城に関する史資料の収集・調査等 ・ 測量調査 ・ 動植物調査
第 1 期事業（後期） (2026-2030)	中心部ゾーン	・ 曲輪の性格把握のための調査	
第 2 期事業以降 (2031-)	全てのゾーン	・ 社会的な要因や調査、整備の進捗、財政状況に応じて計画の見直しを行う。	

13. 管理・運営に関する計画

洲本城の維持管理においては、来訪者の安心安全で快適な利用を第一とし、洲本城の特性を勘案して、本質的価値の保護を図るとともに、国立公園としての適切な維持管理を行うことが必要となる。城跡や樹木、各種施設等に対する課題等に対して速やかに対応することで安全を確保し、日常的な機能確保に努める。管理・運営についての基本的な考え方を以下に示し、管理・運営体制のイメージを図7-17に示す。

【基本的な考え方】

- ・ 史跡の確実な保存、整備を計画的かつ効果的に推進するための体制の検討及びそれに基づく活用を継続して行い、十分な体制の確保を図る。
- ・ 日常の維持管理、調査研究、保存、活用、整備を着実に推進するための体制を整える。
- ・ 洲本市庁内の関連部局との連携を強化するとともに、整備に向けた組織づくりを目指す。

（１）日常的な維持管理、保存、公開に関する運営体制の整備

- ・ 現在、史跡の保存・整備内容については教育委員会、施設の維持管理や樹木伐採については、商工観光課が対応している。この体制を当面維持しつつ、さらに迅速な対応等への体制整備を整える。

（２）整備事業に関する運営体制の整備

- ・ 運営、活用を支援する各組織と、より一層強固な連携を行うために、洲本市が管理団体になることを目指す。
- ・ 石垣修理等は、長期的な展望のもとに継続的に取り組む必要があり、関係部局等の一体的な組織体制を整備する。

（３）将来に向けた体制整備

1）行政における体制の確立

- ・ 洲本城跡の保存、活用、整備は、まちづくりや観光、自然環境、防災等と関連するため、関連部局間の連携を強化し、十分な検討・調整を図ることができる体制を確立する。
- ・ 洲本城跡の専門的かつ継続的な調査研究、さらに緊急的な発掘調査等に対応できる組織づくり及び人材の確保等についての検討を行う。

2）関係機関との連携を強化し円滑な保存、活用、整備の推進

- ・ 保存、活用、整備の方向性や手法等を検討し推進していくため、専門家や有識者等による『史跡洲本城跡整備委員会（仮）』を継続設置する。

3）地域との連携を強化し円滑な保存・活用の推進

- ・ 市民や地元団体、自治体、民間企業、観光協会、商工会議所等の関係者と連携・協働し、保存活用を行う。
- ・ 洲本市内だけでなく淡路島全体で、関連地域と一体的な活用や情報交換を図る。

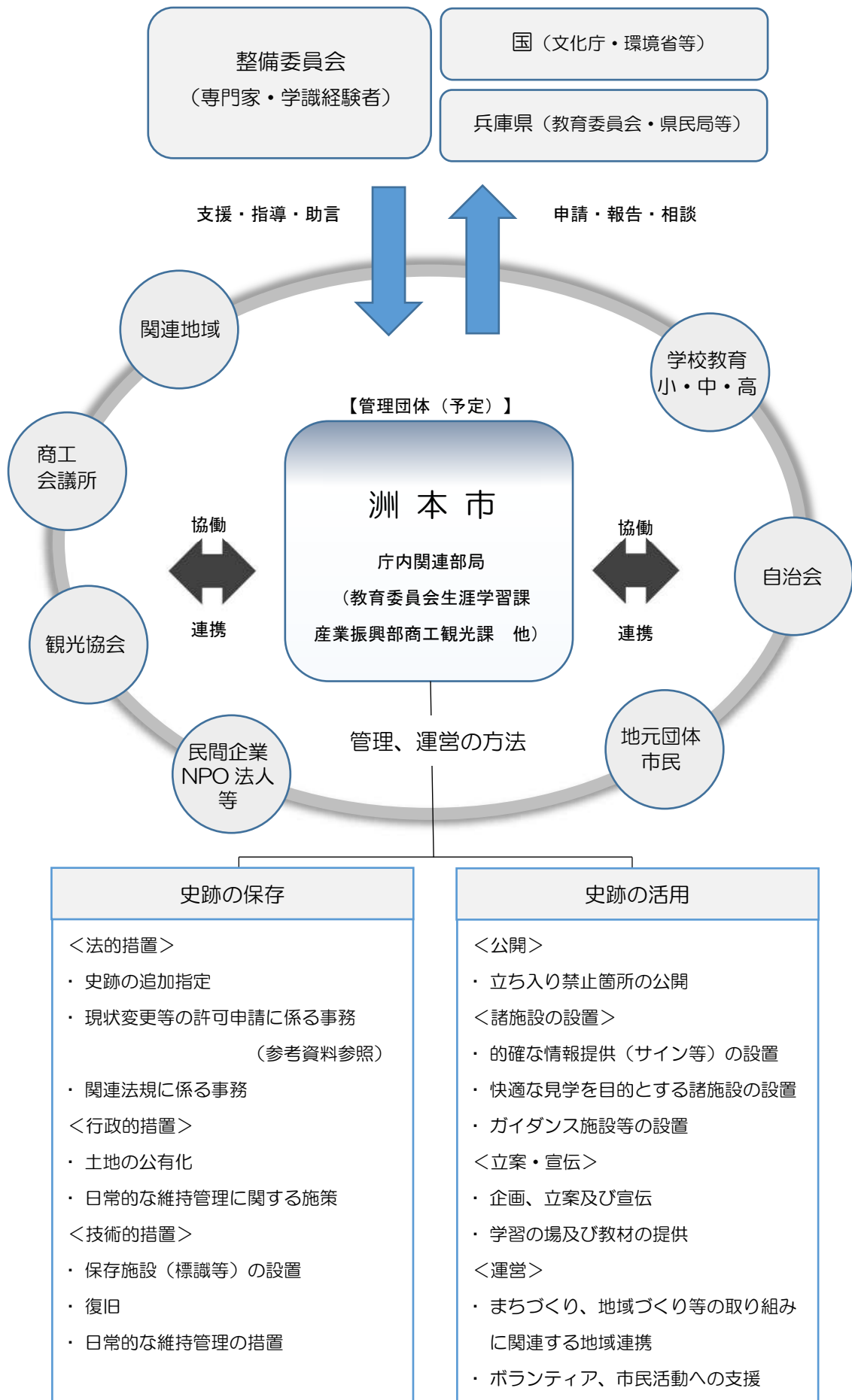


図 7-17 管理・運営体制のイメージ図

1 4. 事業計画

これまでに整理した整備計画は、洲本城跡の規模が広大であり、石垣の修復等が必要と考えられる箇所が多くあるため、長期的な事業として取り組む必要がある。

そこで、事業計画を10年ごとに分け、第1期事業、第2期事業以降とし、段階的に整備を行う。特に第1期事業は、中心部ゾーン北西石垣の保存を中心とする「前期」と、令和8年(2026)の築城500年に合わせて保存を行いつつ活用に力を入れた「後期」に分けて整備を行う。

また、本計画は今後の社会情勢や調査・整備状況等を踏まえ、10年で事業計画の見直しを行うものとする。以下に、各事業における基本的な考え方を示す。

(1) 第1期事業：前期（令和3年(2021)–令和7年(2025)）

【基本的な考え方】

- ・ 石垣カルテ（第1段階）の作成と危険度の再判定を行う。
- ・ 中心部ゾーン北西石垣の石垣修復を行う。
- ・ 本丸内の施設を撤去、移築を行い、本丸全体の規模を体感できるようにする。
- ・ 来訪者動線を東の丸ゾーンまで広げる。
- ・ 馬屋駐車場から史跡指定地外の駐車場への積極的な誘導を行う。
- ・ 中心部ゾーンから東の丸ゾーンまでの北側樹木の伐採を行い、地域のシンボルとして石垣の顕在化を行う。



中心部ゾーン北側石垣

(2) 第1期事業：後期（令和8年(2026)–令和12年(2030)）

【基本的な考え方】

- ・ 令和8年(2026)の築城500年を契機として、洲本市内外に向けての積極的な情報の発信、活用、連携を行う。
- ・ 中心部ゾーン北西石垣の修復を完了させる。
- ・ 石垣カルテ（第2段階）の作成を開始する。
- ・ 来訪者動線を武者溜、馬屋ゾーンまで広げる。
- ・ 地域のシンボルとして、武者溜から西の丸まで類推できるように北側樹木の伐採を行う。

(3) 第2期事業以降（令和13年(2031-)）

【基本的な考え方】

- ・ 整備の進行状況や社会情勢を鑑み、「史跡洲本城跡整備基本計画」の事業計画の見直しを行う。

表 7-12 事業計画（第 1 期事業） ※矢印の色は、p152 p153 のゾーンの色に対応している。

整備時期 整備内容			第 1 期事業（前期）：中心部ゾーン北西石垣の修復、東の丸ゾーンへの誘導					第 1 期事業（後期）：築城 500 年を契機とした積極的な情報発信・活用の促進					第 2 期事業以降	
			令和 3 年(2021)	令和 4 年(2022)	令和 5 年(2023)	令和 6 年(2024)	令和 7 年(2025)	令和 8 年(2026)	令和 9 年(2027)	令和 10 年(2028)	令和 11 年(2029)	令和 12 年(2030)	令和 13 年(2031)	
共通								築城 500 年					計画の見直し	
2. 遺構保存			遺構が発見された場合、露出展示の検討 縦堀等の下草、支障木の伐採（随時）											
3. 石垣	共通		石垣カルテ（第 1 段階）					危険度の再判定					石垣カルテ（第 2 段階）	
	中心部ゾーン		中心部ゾーン北西石垣の修復											
4. 地形造成			表土の補充、雨水排水施設、治山施設等について関係者と協議											
5. 動線			本丸全体を体感する		東の丸ゾーンまで動線を広げる			武者溜・馬屋ゾーンまで動線を広げる						
6. 案内・解説施設			本丸内にサインの設置		東の丸ゾーン内にサインの設置		下の城ゾーンにサインの設置		武者溜・馬屋ゾーン内にサインの設置			山腹遺構ゾーン内にサインの設置		
7. 修景植栽	石垣を守るための伐採		石垣の現状、危険度を考慮した樹木の伐採（随時）											
	市街地から 見せるための 伐採	整備 イメージ	地域のシンボルとして中心部ゾーンから東の丸ゾーンの顕在化					地域のシンボルとして武者溜から西の丸ゾーンまで類推できるようにする						
		伐採箇所	東の丸二段郭北面樹木の伐採		武者溜北面樹木の伐採			西の丸北面樹木の伐採						
	遺構を見せるための伐採		通路から見えるように東の丸ゾーン内の樹木伐採					武者溜の高石垣前樹木伐採			西の丸ゾーン内の樹木伐採			
8. 管理・便益施設			本丸内の施設の撤去・更新		東の丸ゾーン内の施設の撤去			武者溜・馬屋ゾーン内の施設の撤去・更新						
9. ガイダンス施設			淡路文化史料館の洲本城に関する展示の充実		登城前ガイダンス施設の設置			ガイダンス施設にパンフレット、ポスター等の設置						
10. 有機的な整備			既存イベントと城下町の一体的な活用の場づくり					築城 500 年を契機とした洲本城跡と城下町のイベント等の開催						
11. 公開・活用			洲本城跡・城下町のリーフレット、パンフレットの作成					城下町内の案内板の設置						
			洲本城のホームページの作成					洲本城ホームページの更新・案内板等との連携						
			広報すもとへ洲本城の見所や歴史等を掲載											
12. 調査			北西石垣の発掘調査		茶店撤去に伴う発掘調査									
13. 管理・運営			体制整備、関連部局との連携を強化する											

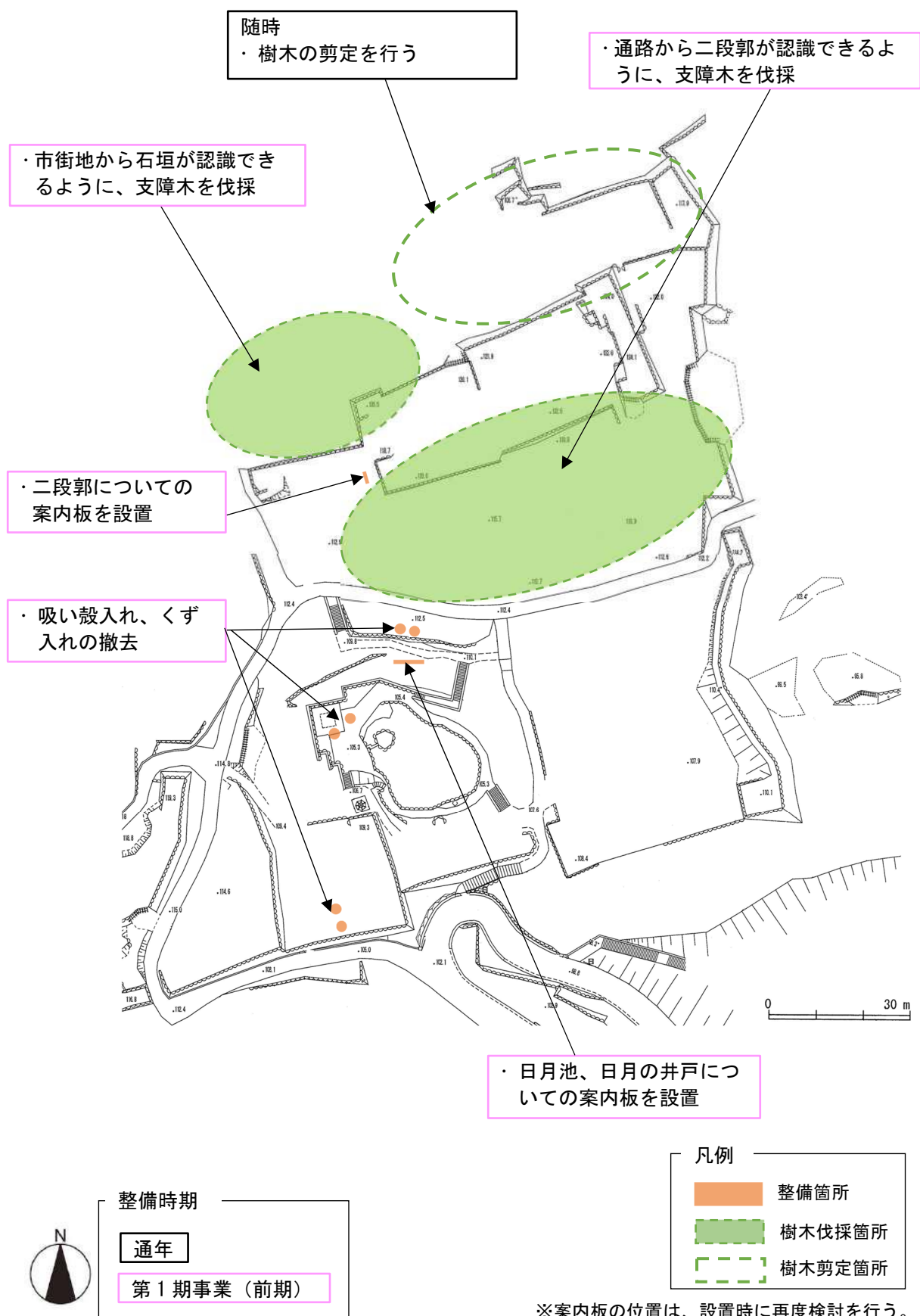
1. 中心部ゾーン：整備方針 洲本城の中枢を体感できる場

第1期事業



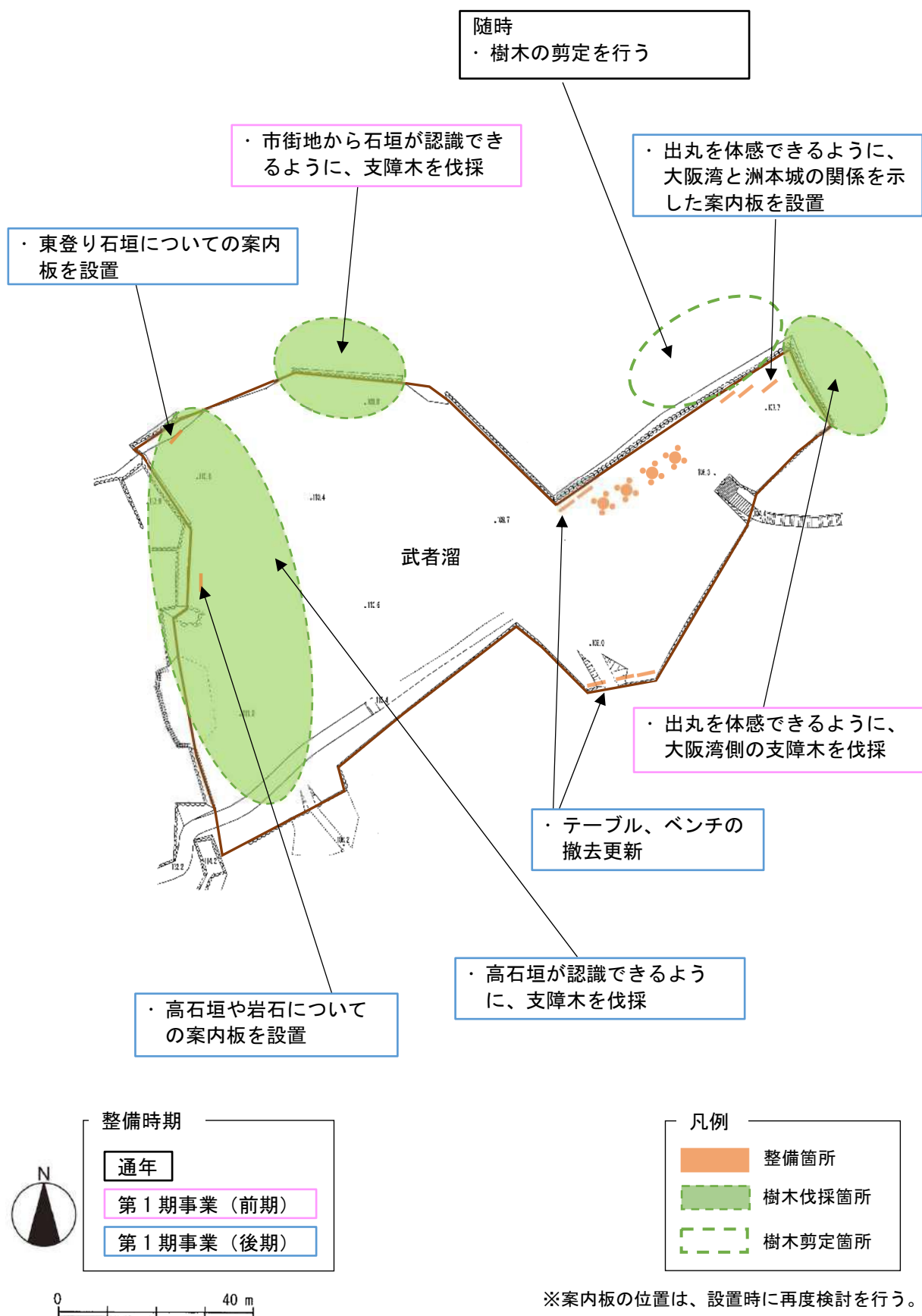
2. 東の丸ゾーン：整備方針 貴重な二段郭・水の手空間を体感できる場

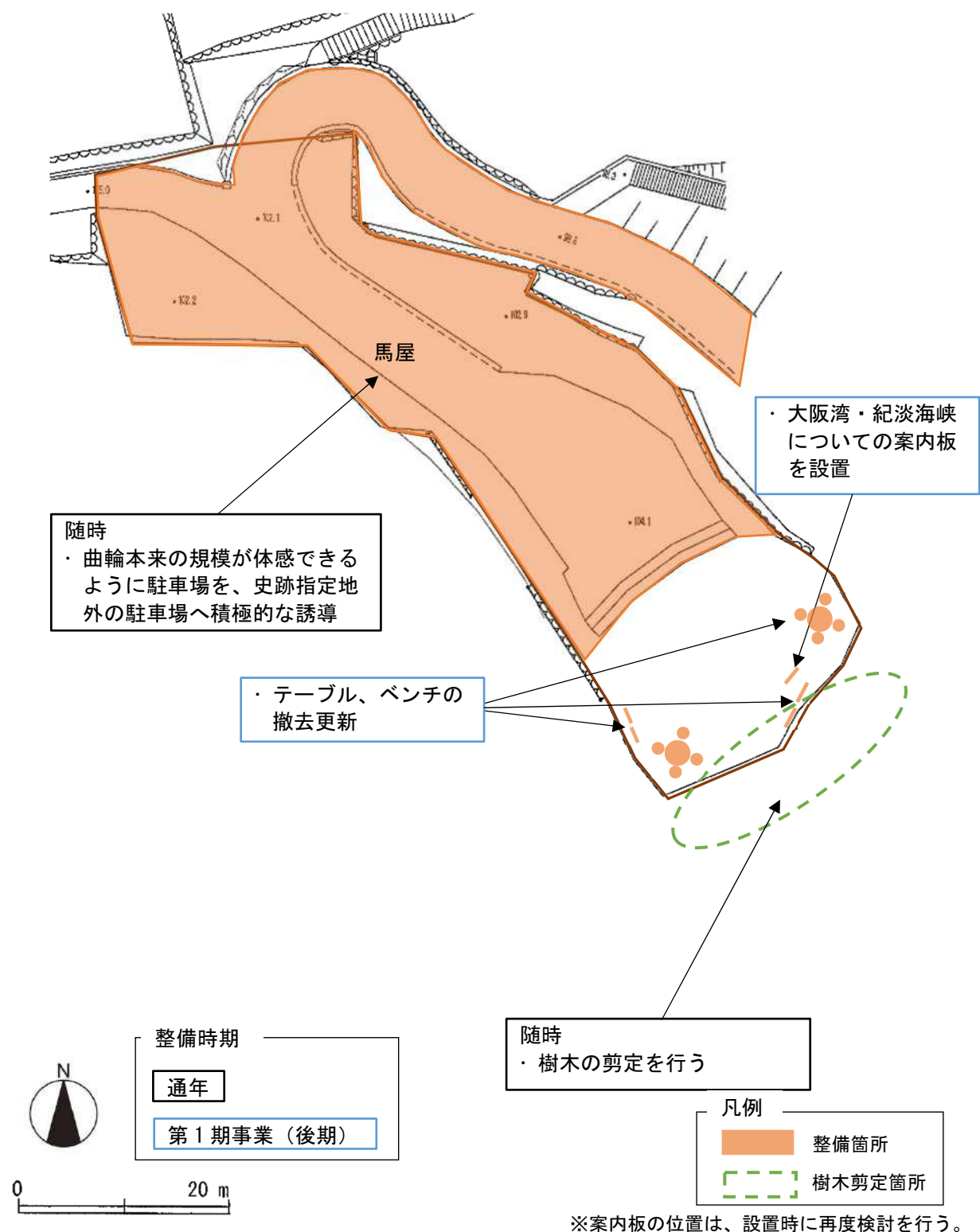
第1期事業



3. 武者溜・馬屋ゾーン：整備方針 出丸的空間を体感できる場

第1期事業



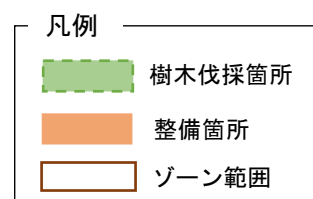
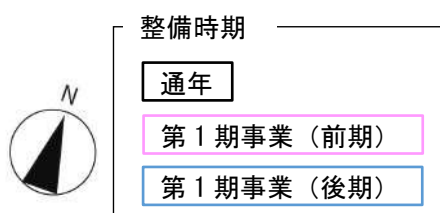
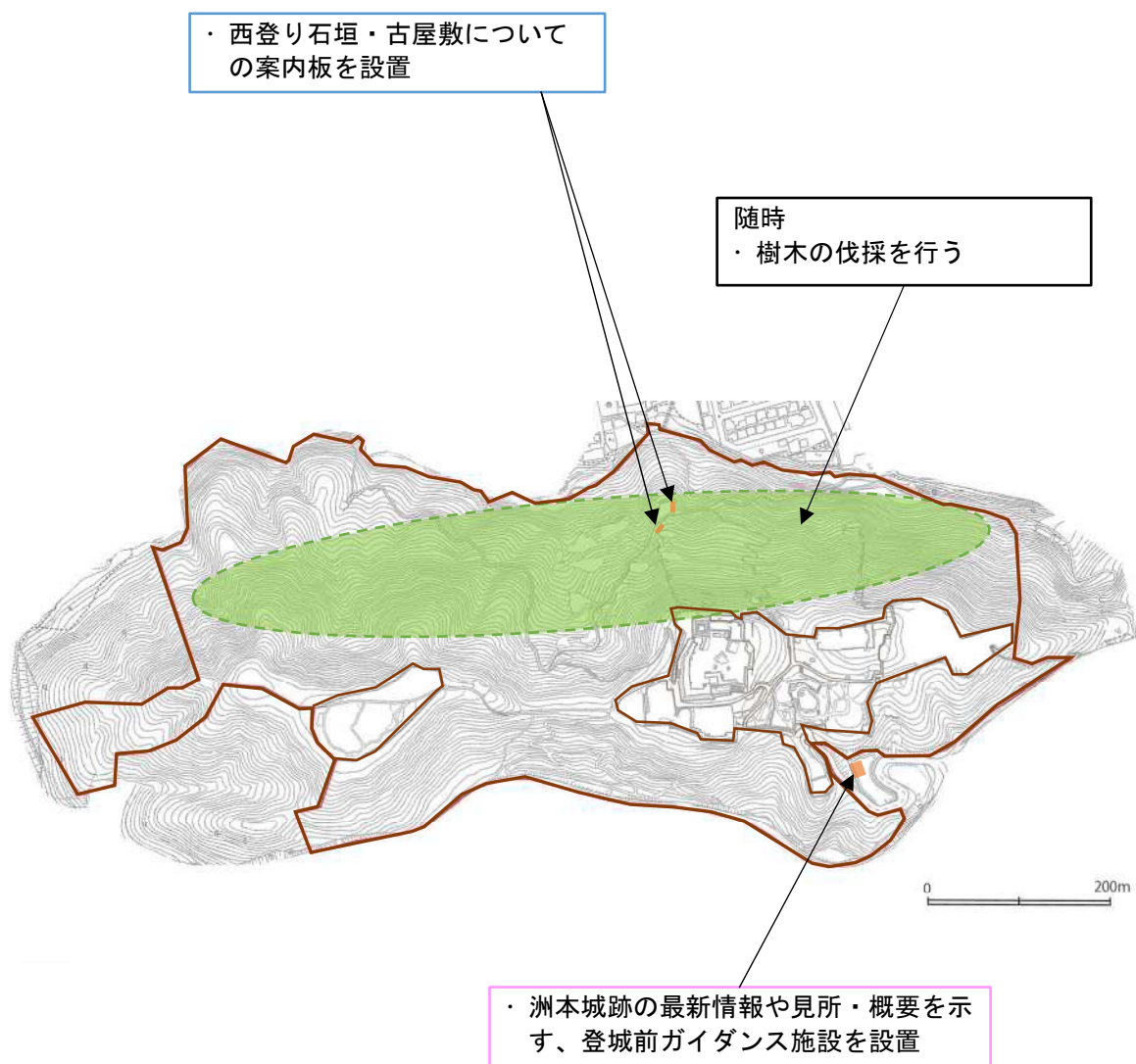


4. 西の丸ゾーン：整備方針 西の砦、石切場を体感できる場
第1期事業



5. 山腹遺構ゾーン：整備方針 上の城と下の城とのつながり、防備を体感できる場

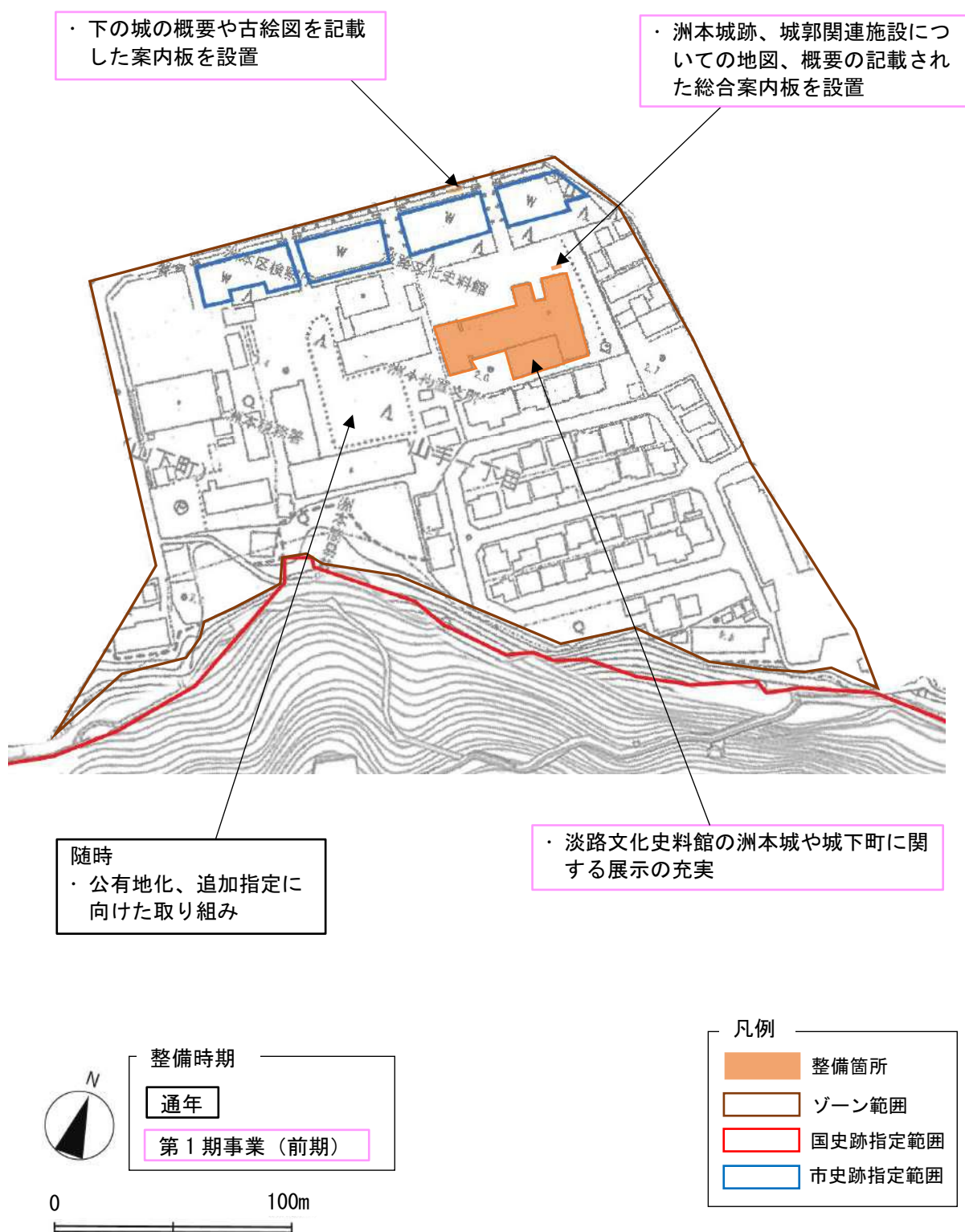
第1期事業



※案内板の位置は、設置時に再度検討を行う。

6. 下の城ゾーン：整備方針 洲本城の居館跡として一体的な整備を推進する場合

第1期事業



※案内板の位置は、設置時に再度検討を行う。

7. 第1期事業 整備イメージ



第1期事業 整備イメージ図（山上から）



第1期事業 整備イメージ図（海側から）